



和歌山県報

発行 和歌山県
和歌山市小松原通一丁目1番地
毎週火、金曜日発行
定価(送料共)1か月2,200円

目次 (*については県法規集掲載事項)

○ 条例

- | | |
|--|-----------|
| *1 津波防災教育センター津波映像シアター設置及び管理条例 | (総合防災課) |
| *2 和歌山県消防団員等賞じゅつ金条例の一部を改正する条例 | (消防保安課) |
| *3 和歌山県部設置に関する条例の一部を改正する条例 | (行政経営改革室) |
| *4 和歌山県職員定数条例の一部を改正する条例 | (") |
| *5 知事等の給料の特例に関する条例の一部を改正する条例 | (人事課) |
| *6 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例 | (") |
| *7 一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の一部を改正する条例 | (") |
| *8 一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例 | (") |
| *9 職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例 | (") |
| *10 職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例 | (") |
| *11 公益法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例 | (") |
| *12 和歌山県統計調査条例等の一部を改正する条例 | (") |
| *13 和歌山県副知事定数条例 | (") |
| *14 和歌山県税条例の一部を改正する条例 | (税務課) |
| *15 和歌山県の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例 | (市町村課) |
| *16 和歌山県地球温暖化対策条例 | (環境生活総務課) |
| *17 和歌山県公害防止条例の一部を改正する条例 | (環境管理課) |
| *18 食品衛生法施行条例の一部を改正する条例 | (生活衛生課) |
| *19 和歌山県安全・安心まちづくり条例の一部を改正する条例 | (県民生活課) |
| *20 和歌山県障害者自立支援対策臨時特例基金の設置、管理及び処分に関する条例 | (障害福祉課) |
| *21 精神科病院に入院中の任意入院者の症状等の報告に関する条例 | (") |
| *22 和歌山県立高等看護学院設置及び管理条例の一部を改正する条例 | (医務課) |
| *23 和歌山県感染症の診査に関する協議会条例の一部を改正する条例 | (健康対策課) |
| *24 和歌山県営自転車競走実施条例の一部を改正する条例 | (商工労働総務課) |
| *25 和歌山県特別会計条例の一部を改正する条例 | (農林水産総務課) |
| *26 和歌山県海底の土地使用料徴収条例 | (事業進行課) |
| *27 和歌山県道路占用料徴収条例の一部を改正する条例 | (道路保全課) |
| *28 和歌山県建築基準法施行条例の一部を改正する条例 | (都市政策課) |
| *29 和歌山県港湾施設管理条例の一部を改正する条例 | (管理整備課) |
| *30 和歌山県魚つり公園設置及び管理条例を廃止する条例 | (") |
| *31 知事、副知事及び出納長の給与その他の給付条例の一部を改正する等の条例 | (出納室) |
| *32 和歌山県監査委員に関する条例の一部を改正する条例 | (監査委員事務局) |
| *33 教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例 | (教育委員会) |
| *34 市町村立学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例 | (") |
| *35 和歌山県立特別支援学校設置条例 | (") |
| *36 義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例の一部を改正する条例 | (") |
| *37 和歌山県立学校等職員定数条例の一部を改正する条例 | (") |
| *38 和歌山県民交流プラザ和歌山ビッグ愛・ビッグホール設置及び管理条例の一部を改正する条例 | (") |
| *39 警察職員の給与に関する条例の一部を改正する条例 | (警察本部) |
| *40 和歌山県地方警察職員定員条例の一部を改正する条例 | (") |

- *41 警察署の名称、位置及び管轄区域に関する条例の一部を改正する条例 (")
*42 和歌山県留置施設視察委員会に関する条例 (")
*43 和歌山県使用料及び手数料条例の一部を改正する条例 (財政課)

公布された条例のあらまし

◇津波防災教育センター津波映像シアター設置及び管理条例

1 条例概要

- (1) 地震及び津波について県民の理解を深めるとともに、防災に関する教育の拠点とするため、津波防災教育センター津波映像シアターを設置することとしました。
(2) センターは、広川町に設置することとしました。

2 施行期日

平成19年4月1日から施行します。

◇和歌山県消防団員等賞じゅつ金条例の一部を改正する条例

1 条例概要

消防吏員以外の消防職員についても、賞じゅつ金を支給することとしました。(第1条関係)

2 施行期日

公布の日から施行します。

◇和歌山県部設置に関する条例の一部を改正する条例

1 条例概要

商工労働部の名称を商工観光労働部に変更することとしました。(第1条及び第2条関係)

2 施行期日

平成19年4月1日から施行します。

◇和歌山県職員定数条例の一部を改正する条例

1 条例概要

知事の事務部局及び教育委員会の事務局の職員定数を改正しました。(第2条関係)

知事の事務部局 4,134人→4,054人

教育委員会の事務局 229人→224人

2 施行期日

平成19年4月1日から施行します。

◇知事等の給料の特例に関する条例の一部を改正する条例

1 条例概要

知事、副知事、教育長及び常勤の監査委員の給料の額を減じる期間を延長するとともに、地方自治法の一部改正に伴う規定の整備を行いました。(第1条関係)

2 施行期日

平成19年4月1日から施行します。

◇職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

1 条例概要

職員の給与について次のとおり改定を行いました。

- (1) 3人目以降の子等の扶養手当の額を1,000円引き上げました。(第14条関係)
(2) 管理職手当について、定率制から定額制に改めました。(第19条の3関係)
(3) 給料月額を減じる期間を延長することとしました。(附則第14項)

2 施行期日

平成19年4月1日から施行します。

◇一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の一部を改正する条例

1 条例概要

任期付研究員の給料月額を減じる期間を延長することとしました。(附則第2項)

2 施行期日

平成19年4月1日から施行します。

◇一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例

1 条例概要

特定任期付職員及び特定業務等従事任期付職員の給料月額を減じる期間を延長することとしました。(附則第2項及び第3項)

2 施行期日

平成19年4月1日から施行します。

◇職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例

1 条例概要

知事及び副知事の退職手当の支給割合を引き下げるとともに、地方自治法の一部改正に伴う規定の整備を行いました。(第5条の4及び第11条の2関係)

2 施行期日

公布の日から施行します。ただし、地方自治法の一部改正に伴う改正は、平成19年4月1日から施行します。

◇職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

1 条例概要

学童保育施設に託児している小学生の子を迎える職員について、早出遅出勤務を行うことができることとするほか、職員の休息時間を廃止することとしました。(第7条及び第8条の2関係)

2 施行期日

平成19年4月1日から施行します。

◇公益法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例

1 条例概要

公益法人に派遣した職員が職務に復帰した場合の給与の取扱いを改めました。(第5条関係)

2 施行期日

公布の日から施行します。

◇和歌山県統計調査条例等の一部を改正する条例

1 条例概要

地方自治法の一部改正による吏員制度の廃止に伴い、次の条例中の規定の整備を行いました。

- (1) 和歌山県統計調査条例
- (2) 和歌山県露店営業条例
- (3) 和歌山県建設工事紛争審査会委員等の報酬及び費用弁償条例

2 施行期日

平成19年4月1日から施行します。

◇和歌山県副知事定数条例

1 条例概要

副知事の定数を2人とするすることとしました。

2 施行期日

平成19年4月1日から施行します。

◇和歌山県税条例の一部を改正する条例

1 条例概要

知事が収納の事務を委託した者に対して自動車税に係る徴収金を払い込むことができることとともに、地方自治法の一部改正に伴う規定の整備を行いました。(第2条及び第6条関係)

2 施行期日

平成19年4月1日から施行します。

◇和歌山県の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

1 条例概要

液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律に基づく知事の権限に属する事務の一部を、和歌山市以外の市町村においても処理することとしました。(第2条の表関係)

2 施行期日

平成19年4月1日から施行します。

◇和歌山県地球温暖化対策条例

1 条例概要

地球温暖化対策に関し、県、事業者、県民、環境保全活動団体及び観光旅行者等の責務を明らかにするとともに、地球温暖化対策の基本的な事項を定めることにより、地球温暖化対策の推進を図り、もって現在及び将来の県民の健康で文化的な生活の確保に寄与することとしました。

(1) 県、事業者、県民、環境保全団体及び観光旅行者等の責務を定めました。(第1章関係)

(2) 県による地球温暖化対策を定めました。(第2章関係)

(3) 事業活動、自動車使用、電気機器等、建築物、再生可能エネルギーの利用、森林の保全等及び廃棄物の発生抑制等に関する地球温暖化対策を定めました。(第3章から第9章関係)

(4) 地球温暖化の防止に関する教育及び学習等について定めました。(第10章関係)

(5) 県センター等による取組の支援について定めました。(第11章関係)

2 施行期日

平成19年9月1日から施行します。

◇和歌山県公害防止条例の一部を改正する条例

1 条例概要

事業者等の努力義務として講ずべき措置の対象に、石綿を含む建築材料が使用されている建築物以外の工作物の解体等を加えることとしました。(第35条の2及び第35条の3関係)

2 施行期日

公布の日から施行します。

◇食品衛生法施行条例の一部を改正する条例

1 条例概要

水道水以外の水を使用する場合の水質検査を行う機関に、登録水質検査機関を加えるとともに、規定の整備を行いました。(別表第1第1項関係)

2 施行期日

公布の日から施行します。

◇和歌山県安全・安心まちづくり条例の一部を改正する条例

1 条例概要

児童福祉法の一部改正に伴い、規定の整備を行いました。(第10条関係)

2 施行期日

公布の日から施行します。

◇和歌山県障害者自立支援対策臨時特例基金の設置、管理及び処分に関する条例

1 条例概要

和歌山県障害者自立支援対策臨時特例基金を設置することとしました。

2 施行期日

公布の日から施行します。

◇精神科病院に入院中の任意入院者の症状等の報告に関する条例

1 条例概要

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の一部改正に伴い、精神科病院に入院中の任意入院者の症状等の報告に関し必要な事項を定めることとしました。

2 施行期日

公布の日から施行します。

◇和歌山県立高等看護学院設置及び管理条例の一部を改正する条例

1 条例概要

和歌山県立高等看護学院において保健師を養成しないこととしました。(第1条関係)

2 施行期日

平成19年4月1日から施行します。

◇和歌山県感染症の診査に関する協議会条例の一部を改正する条例

1 条例概要

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律の一部改正に伴い、結核の診査に関する協議会を廃止するとともに、感染症の診査に関する協議会の運営等について所要の改正を行いました。(第1条、第2条、第3条及び第5条関係)

2 施行期日

平成19年4月1日から施行します。

◇和歌山県営自転車競走実施条例の一部を改正する条例

1 条例概要

競輪の実施事務を委託することができる者の範囲を拡大するとともに、規定の整備を行いました。(第1条、第2条、第5条及び第6条関係)

2 施行期日

公布の日から施行します。

◇和歌山県特別会計条例の一部を改正する条例

1 条例概要

和歌山県農業改良資金特別会計、和歌山県林業改善資金特別会計及び和歌山県沿岸漁業改善資金特別会計を和歌山県農林水産振興資金特別会計として整備することとしました。(別表関係)

2 施行期日

平成19年4月1日から施行します。

◇和歌山県海底の土地使用料徴収条例

1 条例概要

地方財政法第23条第1項の規定に基づき、県が管理する海底の土地の使用料の徴収について必要な事項を定めました。

2 施行期日

公布の日から施行します。

◇和歌山県道路占用料徴収条例の一部を改正する条例

1 条例概要

道路法施行令の一部改正に伴い、占用料を徴収する占用物件に新たに自転車等を駐車させるため必要な車輪止め装置その他の器具を加えるとともに、所要の改正を行いました。(別表関係)

2 施行期日

公布の日から施行します。

◇和歌山県建築基準法施行条例の一部を改正する条例

1 条例概要

伝統的建造物群保存地区の区域内において、角敷地における建築制限を緩和することができることとしました。

2 施行期日

公布の日から施行します。

◇和歌山県港湾施設管理条例の一部を改正する条例

1 条例概要

和歌山下津港における小型船舶けい留施設の供用の開始に伴う使用料の額の見直しを行うほか、荷役機械の使用料の額を改めました。(別表第1関係)

2 施行期日

平成19年8月1日から施行します。ただし、荷役機械の使用料の額の改正は、平成19年5月1日から施行します。

◇和歌山県魚釣り公園設置及び管理条例を廃止する条例

1 条例概要

和歌山県魚釣り公園を廃止することとしました。

2 施行期日

平成19年4月1日から施行します。

◇知事、副知事及び出納長の給与その他の給付条例の一部を改正する等の条例

1 条例概要

地方自治法の一部改正による出納長の職の廃止に伴い、次の条例中の規定の整備を行うとともに、副出納長の職を廃止することとしました。

- (1) 知事、副知事及び出納長の給与その他の給付条例
- (2) 知事の給与の減額支給に関する条例
- (3) 議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例
- (4) 教育長の給与等に関する条例
- (5) 和歌山県特別職報酬等審議会の設置等に関する条例
- (6) 委員会の委員等の給与等に関する条例
- (7) 職員等の旅費に関する条例

2 施行期日

平成19年4月1日から施行します。

◇和歌山県監査委員に関する条例の一部を改正する条例

1 条例概要

地方自治法の一部改正による出納長の職の廃止に伴い、所要の改正を行いました。(第5条関係)

2 施行期日

平成19年4月1日から施行します。

◇教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

1 条例概要

県立学校の教育職員の給与について次のとおり改定を行うほか、学校教育法の一部改正に伴う規定の整備等を行いました。

- (1) 3人目以降の子等の扶養手当の額を1,000円引き上げました。(第14条関係)

(2) 管理職手当について、定率制から定額制に改めました。(第15条の2関係)

(3) 給料月額を減じる期間を延長することとしました。(附則第13項)

2 施行期日

平成19年4月1日から施行します。

◇市町村立学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

1 条例概要

市町村立学校職員の給与について次のとおり改定を行い、栄養教諭の給料その他の給与について定めるほか、規定の整備等を行いました。

(1) 3人目以降の子等の扶養手当の額を1,000円引き上げました。(第16条関係)

(2) 管理職手当について、定率制から定額制に改めました。(第17条の2関係)

(3) 給料月額を減じる期間を延長することとしました。(附則第12項)

(4) 条例に規定する職員に栄養教諭を加えました。(第2条及び第18条関係)

2 施行期日

平成19年4月1日から施行します。

◇和歌山県立特別支援学校設置条例

1 条例概要

学校教育法の一部改正に伴い、盲学校、ろう学校及び養護学校を特別支援学校とするとともに、関係条例の規定の整備を行いました。

2 施行期日

平成19年4月1日から施行します。

◇義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例の一部を改正する条例

1 条例概要

栄養教諭の給与その他の勤務条件について特例を定めるとともに、学校教育法の一部改正に伴う規定の整備を行いました。

2 施行期日

平成19年4月1日から施行します。

◇和歌山県立学校等職員定数条例の一部を改正する条例

1 条例概要

(1) 県立の学校の職員の定数を改正しました。(第2条関係)

中学校 25人 → 39人

高等学校 2,455人 → 2,399人

盲学校等 974人 → 特別支援学校 994人

(2) 市町村立の学校の職員の定数を改正しました。(第4条関係)

小学校 4,371人 → 4,366人

中学校 2,568人 → 2,509人

2 施行期日

平成19年4月1日から施行します。

◇和歌山県民交流プラザ和歌山ビッグ愛・ビッグホール設置及び管理条例の一部を改正する条例

1 条例概要

和歌山県民交流プラザ和歌山ビッグ愛・ビッグホールの204会議室の供用を廃止することとしました。(別表関係)

2 施行期日

平成19年4月1日から施行します。

◇警察職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

1 条例概要

警察官の給与について次のとおり改定を行いました。

- (1) 3人目以降の子等の扶養手当の額を1,000円引き上げました。(第12条関係)
- (2) 管理職手当について、定率制から定額制に改めました。(第18条関係)
- (3) 給料月額を減じる期間を延長することとしました。(附則第11項)

2 施行期日

平成19年4月1日から施行します。

◇和歌山県地方警察職員定員条例の一部を改正する条例

1 条例概要

警察職員の定員を改正しました。(第2条関係)

| | | | |
|---------------|--------|---|--------|
| 警察官 警部補及び巡査部長 | 1,209人 | → | 1,212人 |
| 巡査 | 633人 | → | 636人 |
| 警察官以外の職員 | 335人 | → | 333人 |

2 施行期日

平成19年4月1日から施行します。

◇警察署の名称、位置及び管轄区域に関する条例の一部を改正する条例

1 条例概要

和歌山県妙寺警察署の名称及び位置を変更することとしました。(本則の表関係)

変更後の名称 和歌山県かつらぎ警察署

変更後の位置 伊都郡かつらぎ町大字中飯降1150番1

2 施行期日

公布の日から起算して1年を超えない範囲内において公安委員会規則で定める日から施行します。

◇和歌山県留置施設視察委員会に関する条例

1 条例概要

刑事施設及び受刑者の処遇等に関する法律の一部改正に伴い、和歌山県留置施設視察委員会の組織及び運営に関し必要な事項を定めることとしました。

2 施行期日

刑事施設及び受刑者の処遇等に関する法律の一部を改正する法律の施行の日から施行します。

◇和歌山県使用料及び手数料条例の一部を改正する条例

1 条例概要

主な内容は、次のとおりです。

- (1) 建築物の安全性を確保するための構造計算適合性判定に係る手数料の額を定めました。
- (2) 介護老人保健施設の開設許可の更新申請に対する審査に係る手数料の額を定めました。
- (3) 特別支援学校の教員の免許状への新教育領域の追加の定めに係る手数料の額を定めました。
- (4) 中型自動車等に係る試験等の手数料の額を改めました。
- (5) 探偵業の届出に係る書面の交付に関する事務の手数料の額を定めました。
- (6) 介護支援専門員実務研修受講試験の実施に関する事務の手数料の額を改めるとともに、当該手数料を指定試験実施機関等の収入とすることとしました。

2 施行期日

平成19年4月1日から施行します。ただし、次の改正は、それぞれに定める日から施行します。

- (1) 1の(1) 建築物の安全性の確保を図るための建築基準法等の一部を改正する法律の施行の日
- (2) 1の(4) 平成19年6月2日
- (3) 1の(5) 平成19年6月1日

条 例

津波防災教育センター津波映像シアター設置及び管理条例をここに公布する。

平成19年3月14日

和歌山県知事 仁坂吉伸

和歌山県条例第1号

津波防災教育センター津波映像シアター設置及び管理条例

(設置)

第1条 地震及び津波について県民の理解を深めるとともに、防災に関する教育の拠点とするため、津波防災教育センター津波映像シアター(以下「シアター」という。)を設置する。

(位置)

第2条 シアターは、広川町に置く。

(管理)

第3条 シアターの管理は、広川町に委託する。

附 則

この条例は、平成19年4月1日から施行する。

和歌山県消防団員等賞じゅつ金条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成19年3月14日

和歌山県知事 仁坂吉伸

和歌山県条例第2号

和歌山県消防団員等賞じゅつ金条例の一部を改正する条例

和歌山県消防団員等賞じゅつ金条例(昭和43年和歌山県条例第18号)の一部を次のように改正する。

第1条中「消防吏員」を「消防職員」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

和歌山県部設置に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成19年3月14日

和歌山県知事 仁坂吉伸

和歌山県条例第3号

和歌山県部設置に関する条例の一部を改正する条例

和歌山県部設置に関する条例(昭和30年和歌山県条例第24号)の一部を次のように改正する。

第1条及び第2条第5号中「商工労働部」を「商工観光労働部」に改める。

附 則

- 1 この条例は、平成19年4月1日から施行する。
- 2 和歌山県公営企業の設置等に関する条例(昭和41年和歌山県条例第57号)の一部を次のように改正する。

第5条中「商工労働部」を「商工観光労働部」に改める。

和歌山県職員定数条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成19年3月14日

和歌山県知事 仁坂吉伸

和歌山県条例第4号

和歌山県職員定数条例の一部を改正する条例

和歌山県職員定数条例(平成9年和歌山県条例第2号)の一部を次のように改正する。

第1条中「副出納長、教育長」を「教育長」に改める。

第2条第1項第1号中「4,134人」を「4,054人」に改め、同項第5号中「229人」を「224人」に改める。

附 則

この条例は、平成19年4月1日から施行する。

知事等の給料の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成19年3月14日

和歌山県知事 仁坂吉伸

和歌山県条例第5号

知事等の給料の特例に関する条例の一部を改正する条例

知事等の給料の特例に関する条例(平成13年和歌山県条例第4号)の一部を次のように改正する。

第1条の見出し中「、副知事及び出納長」を「及び副知事」に改め、同条中「、副知事及び出納長の給料」を「及び副知事の給料」に、「平成18年4月1日」を「平成19年4月1日」に、「平成19年3月31日」を「平成20年3月31日」に、「知事、副知事及び出納長の給与その他の給付条例」を「知事及び副知事の給与その他の給付条例」に改める。

附 則

この条例は、平成19年4月1日から施行する。

職員の給与に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成19年3月14日

和歌山県知事 仁坂吉伸

和歌山県条例第6号

職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

職員の給与に関する条例(昭和28年和歌山県条例第51号)の一部を次のように改正する。

第14条第3項中「のうち2人まで」を削り、「それぞれ」を「1人につき」に改め、「、その他の扶養親族については1人につき5,000円」を削る。

第19条の3第2項中「給料の月額に、100分の25」を「属する職務の級における最高の号給の給料月額」の100分の25」に改め、「支給割合を乗じて得た」を削る。

附則第14項中「平成19年3月31日」を「平成20年3月31日」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成19年4月1日から施行する。

(平成23年3月31日までの間における管理職手当に関する経過措置)

2 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(平成18年和歌山県条例第6号)附則第9項から第11項までの規定による給料を支給される職員のうちその者の受ける給料月額と当該給料との合計額が、その者の属する職務の級における最高の号給の給料月額を超える職員についてのこの条例による改正後の職員の給与に関する条例第19条の3第2項の規定の適用については、平成23年3月31日までの間は、同項の規定中「その者の属する職務の級における最高の号給の給料月額」とあるのは、「その者の給料月額と職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(平成18年和歌山県条例第6号)附則第9項から第11項までの規定による給料の額との合計額」とする。

(職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部改正)

3 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(平成18年和歌山県条例第6号)の一部を次のように改正する。

附則第13項中「までの間」の次に「(次の表の第10条第2項の項及び第10条第3項の項の規定に係る部分については平成22年4月1日までの間)」を加え、「次の表の左欄」を「同表の左欄」に改める。

一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成19年3月14日

和歌山県知事 仁坂吉伸

和歌山県条例第7号

一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の一部を改正する条例

一般職の任期付研究員の採用等に関する条例(平成13年和歌山県条例第38号)の一部を次のように改正する。

附則第2項中「平成19年3月31日」を「平成20年3月31日」に改める。

附 則

この条例は、平成19年4月1日から施行する。

一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成19年3月14日

和歌山県知事 仁坂吉伸

和歌山県条例第8号

一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例

一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例(平成14年和歌山県条例第59号)の一部を次のように改正する。

附則第2項及び第3項中「平成19年3月31日」を「平成20年3月31日」に改める。

附 則

この条例は、平成19年4月1日から施行する。

職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成19年3月14日

和歌山県知事 仁坂吉伸

和歌山県条例第9号

職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例

職員の退職手当に関する条例(昭和37年和歌山県条例第57号)の一部を次のように改正する。

第5条の4第1項中「、副知事及び出納長」を「及び副知事」に改め、同項第1号中「100分の80」を「100分の70」に改め、同項第2号中「100分の60」を「100分の50」に改め、同項第3号を削り、同条第2項を次のように改める。

2 前項の在職月数は、知事等となった日から起算して暦に従って計算し、1月に満たないときは1月とし、15日に満たない端数を生じたときはこれを切り捨て、15日以上で、かつ、1月に満たない端数を生じたときはこれを1月とする。

第11条の2の見出し中「副知事等」を「副知事」に改め、同条第1項中「及び出納長(以下「副知事等」という。)又は副知事等」を「又は副知事」に、「副知事等と」を「副知事と」に改め、同条第2項中「副知事等」を「副知事」に改め、同条第3項第1号を次のように改める。

(1) その者の副知事としての引き続いた在職期間について、第5条の4第1項の規定により算定して得た額

第11条の2第3項第2号を削り、同項第3号中「副知事等」を「副知事」に改め、「最終の」の次に「副知事の」を加え、同号を同項第2号とする。

附 則

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第5条の4第1項の改正規定(「、副知事及び出納長」を「及び副知事」に改める部分及び同項第3号を削る部分に限る。)及び第11条の2の改正規定は、平成19年4月1日から施行する。

2 職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例(昭和48年和歌山県条例第27号)の一部を次のように改正する。

付則第12項第2号及び第15項中「年5.5パーセントの」を「付則別表の左欄に掲げる期間の区分に応じそれぞれ同表の右欄に掲げる」に改める。

付則の次に次の付則別表を加える。

付則別表

| | |
|-------------------------|-----------|
| 平成13年3月31日以前 | 年5.5パーセント |
| 平成13年4月1日から平成17年3月31日まで | 年4.0パーセント |
| 平成17年4月1日から平成18年3月31日まで | 年1.6パーセント |
| 平成18年4月1日から平成19年3月31日まで | 年2.3パーセント |
| 平成19年4月1日から平成20年3月31日まで | 年2.6パーセント |
| 平成20年4月1日から平成21年3月31日まで | 年3.0パーセント |
| 平成21年4月1日以後 | 年3.2パーセント |

職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成19年3月14日

和歌山県知事 仁坂吉伸

和歌山県条例第10号

職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年和歌山県条例第6号）の一部を次のように改正する。

第7条を次のように改める。

第7条 削除

第8条の2第1項中「小学校就学の始期に達するまでの子のある」を「次に掲げる」に改め、同項に次の各号を加える。

- (1) 小学校就学の始期に達するまでの子のある職員
- (2) 小学校に就学している子のある職員であつて、人事委員会規則で定めるもの

第8条の2第2項中「前項の」を「前項（各号を除く。）の」に、「小学校就学の始期に達するまでの子のある」を「次に掲げる」に改める。

附 則

- 1 この条例は、平成19年4月1日から施行する。

2 職員の勤務時間、休暇等に関する条例第4条第1項に規定する公務の運営上の事情により特別の形態によって勤務する必要がある職員に係るこの条例による改正前の第7条の規定の適用については、当分の間、なお従前の例によることができる。

公益法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成19年3月14日

和歌山県知事 仁坂吉伸

和歌山県条例第11号

公益法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例

公益法人等への職員の派遣等に関する条例(平成13年和歌山県条例第56号)の一部を次のように改正する。

第5条中「通勤」の次に「(当該業務に係る就業の場所を地方公務員災害補償法(昭和42年法律第121号)第2条第2項第1号及び第2号に規定する勤務場所とみなした場合に同項に規定する通勤に該当するものに限る。第7条第1項において同じ。)」を加える。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

和歌山県統計調査条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

平成19年3月14日

和歌山県知事 仁坂吉伸

和歌山県条例第12号

和歌山県統計調査条例等の一部を改正する条例

(和歌山県統計調査条例の一部改正)

第1条 和歌山県統計調査条例(昭和26年和歌山県条例第31号)の一部を次のように改正する。

第7条第1項中「吏員」を「職員」に改め、同条第2項中「当該吏員」を「当該職員」に改める。

(和歌山県露店営業条例の一部改正)

第2条 和歌山県露店営業条例(昭和26年和歌山県条例第42号)の一部を次のように改正する。

第10条中「当該吏員」を「当該職員」に改める。

(和歌山県建設工事紛争審査会委員等の報酬及び費用弁償条例の一部改正)

第3条 和歌山県建設工事紛争審査会委員等の報酬及び費用弁償条例(昭和31年和歌山県条例第74号)の一部を次のように改正する。

第4条中「県吏員」を「県職員」に改める。

附則

この条例は、平成19年4月1日から施行する。

和歌山県副知事定数条例をここに公布する。

平成19年3月14日

和歌山県知事 仁坂吉伸

和歌山県条例第13号

和歌山県副知事定数条例

地方自治法(昭和22年法律第67号)第161条第2項の規定により、副知事の定数を2人とする。

附則

この条例は、平成19年4月1日から施行する。

和歌山県税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成19年3月14日

和歌山県知事 仁坂吉伸

和歌山県条例第14号

和歌山県税条例の一部を改正する条例

和歌山県税条例(昭和25年和歌山県条例第37号)の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「県吏員」を「県職員」に改める。

第6条中「徴収金」を「徴収金(証紙徴収による徴収金を除く。次項において同じ。)」に改め、同条に次の1項を加える。

- 2 前項の規定にかかわらず、自動車税に係る徴収金(規則で定めるものに限る。)については、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第158条の2第1項の規定により知事が収納の事務を委託した者に払い込むことができる。

附則

この条例は、平成19年4月1日から施行する。

和歌山県の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成19年3月14日

和歌山県知事 仁坂吉伸

和歌山県条例第15号

和歌山県の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

和歌山県の事務処理の特例に関する条例(平成11年和歌山県条例第38号)の一部を次のように改正する。

第2条の表44の項中「和歌山市」を「各市町村」に改め、同表45の項を削り、同表46の項を同表45の項とする。

附則

この条例は、平成19年4月1日から施行する。

和歌山県地球温暖化対策条例をここに公布する。

平成19年3月14日

和歌山県条例第16号

和歌山県地球温暖化対策条例

目次

- 第1章 総則(第1条—第7条)
- 第2章 県による地球温暖化対策(第8条—第10条)
- 第3章 事業活動に関する地球温暖化対策等(第11条—第13条)
- 第4章 自動車使用に関する地球温暖化対策(第14条—第17条)
- 第5章 電気機器等に関する地球温暖化対策(第18条・第19条)
- 第6章 建築物に関する地球温暖化対策(第20条)
- 第7章 再生可能エネルギーの利用に関する地球温暖化対策(第21条)
- 第8章 森林の保全及び整備等に関する地球温暖化対策(第22条)
- 第9章 廃棄物の発生の抑制等に関する地球温暖化対策(第23条・第24条)
- 第10章 地球温暖化の防止に関する教育及び学習等(第25条・第26条)
- 第11章 県センター等による取組の支援(第27条)
- 第12章 雑則(第28条—第32条)

附則

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、地球温暖化が地球全体の環境に深刻な影響を及ぼすものであり、気候系に対して危険な人為的干渉を及ぼすこととならない水準において大気中の温室効果ガスの濃度を安定化させ地球温暖化を防止することが人類共通の課題であり、すべての者が自主的かつ積極的にこの課題に取り組むことが重要であることにかんがみ、地球温暖化対策に関し、県、事業者、県民、環境保全活動団体及び観光旅行、余暇活動等の目的で一時的に県内に滞在する者(以下「観光旅行者等」という。)の責務を明らかにするとともに、地球温暖化対策の基本的な事項を定めることにより、地球温暖化対策の推進を図り、もって現在及び将来の県民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 地球温暖化 人の活動に伴って発生する温室効果ガスが大気中の温室効果ガスの濃度を増加させることにより、地球全体として、地表及び大気の色度が追加的に上昇する現象をいう。
- (2) 地球温暖化対策 温室効果ガスの排出の抑制並びに吸収作用の保全及び強化(以下「温室効果ガスの排出の抑制等」という。)その他の地球温暖化の防止を図るための施策又は取組をいう。
- (3) 温室効果ガス 地球温暖化対策の推進に関する法律(平成10年法律第117号。以下「法」という。)第2条第3項に規定する温室効果ガスをいう。
- (4) 温室効果ガスの排出 人の活動に伴って発生する温室効果ガスを大気中に排出し、放出し、若しくは漏出させ、又は他人から供給された電気若しくは熱(燃料又は電気を熱源とするものに限る。)を

使用することをいう。

(5) 環境保全活動団体 法第24条第1項の規定により知事が指定する和歌山県地球温暖化防止活動推進センター（以下「県センター」という。）その他の環境の保全を図ることを主たる目的として組織された団体をいう。

(6) 再生可能エネルギー 太陽光その他規則で定めるものを利用して得ることができるエネルギーをいう。

（県の責務）

第3条 県は、総合的かつ計画的な地球温暖化対策を策定し、及び実施するものとする。

2 県は、前項の地球温暖化対策の策定及び実施に当たっては、市町村、事業者、県民、環境保全活動団体及び観光旅行者等と連携し、及び協働して取り組むものとする。

3 県は、市町村が行う地球温暖化対策を促進するための技術的な助言その他の必要な支援を行うものとする。

4 県は、事業者、県民及び環境保全活動団体が行う地球温暖化対策を促進するための支援を行うものとする。

5 県は、その事務及び事業に関し、温室効果ガスの排出の抑制等のための施策を率先して実施するとともに、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

（事業者の責務）

第4条 事業者は、地球温暖化の防止に関する理解を深め、その事業活動に関し、温室効果ガスの排出の抑制等のための措置を自主的かつ積極的に講ずるよう努めるものとする。

2 事業者は、県が実施する地球温暖化対策に協力するものとする。

（県民の責務）

第5条 県民は、地球温暖化の防止に関する理解を深め、その日常生活に関し、温室効果ガスの排出の抑制等のための措置を自主的かつ積極的に講ずるよう努めるものとする。

2 県民は、県が実施する地球温暖化対策に協力するものとする。

（環境保全活動団体の責務）

第6条 環境保全活動団体は、その活動を通じて、事業者、県民及び観光旅行者等の地球温暖化の防止に関する理解を深め、これらの者の地球温暖化対策への参加の促進及び協働の推進に努めるものとする。

（観光旅行者等の責務）

第7条 観光旅行者等は、県内において講じられている温室効果ガスの排出の抑制等のための措置に協力するものとする。

第2章 県による地球温暖化対策

（県による地球温暖化対策）

第8条 県は、地球温暖化の防止に関し、次に掲げる施策を実施するものとする。

(1) 事業者、県民、環境保全活動団体及び観光旅行者等が行う地球温暖化対策を促進するための普及啓発、情報提供並びに人材の確保及び育成に関すること。

(2) 環境マネジメントシステム（環境に配慮した事業活動を自主的に進めるための目標を達成するため

継続的に事業活動の改善を図る仕組みをいう。)であって規則で定めるものの普及に関すること。

- (3) 建築物(建築基準法(昭和25年法律第201号)第2条第1号に規定する建築物をいう。以下同じ。)の環境性能の向上に関すること。
- (4) 緑化の推進に関すること。
- (5) 自動車(道路運送車両法(昭和26年法律第185号)第2条第2項に規定する自動車をいう。以下同じ。)の使用に伴う温室効果ガスの排出の抑制を図るための施策の推進に関すること。
- (6) エネルギーの使用の合理化の推進に関すること。
- (7) 再生可能エネルギーの普及に関すること。
- (8) 環境物品等(国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律(平成12年法律第100号)第2条第1項に規定する環境物品等をいう。以下同じ。)への需要の転換の促進に関すること。
- (9) 廃棄物の発生の抑制、再使用及び再生利用その他資源の有効な利用に関すること。
- (10) 環境教育及び環境学習の推進に関すること。
- (11) 森林の保全及び整備並びに県内の森林で生産され、県内で製材された木材及び加工された木材加工品(以下「紀州材」という。)その他の森林資源の利用の促進に関すること。
- (12) 環境の保全に関する技術(以下「環境技術」という。)に係る研究開発の促進並びに地球温暖化の防止に貢献する環境技術を有する産業の育成及び振興に関すること。
- (13) 地球温暖化対策を効果的に実施するために必要な措置に係る調査研究に関すること。
- (14) 地球温暖化の防止に貢献する国際協力の推進に関すること。
- (15) 前各号に掲げるもののほか、地球温暖化の防止のために必要な施策
(地球温暖化対策推進計画)

第9条 知事は、地球温暖化対策を総合的かつ計画的に推進するため、地球温暖化対策に関する計画(以下「地球温暖化対策推進計画」という。)を定めるものとする。

2 地球温暖化対策推進計画には、次に掲げる事項を定めるものとする。

- (1) 温室効果ガスの排出の抑制及び吸収の量に関する目標
- (2) 前号の目標を達成するために必要な施策に関する事項
- (3) 前2号に掲げるもののほか、地球温暖化対策の推進に関し必要な事項

3 知事は、地球温暖化の防止に係る技術水準の向上及び社会経済情勢の変化を踏まえ、必要があると認めるときは、地球温暖化対策推進計画を改定するものとする。

4 知事は、地球温暖化対策推進計画を定め、又は改定したときは、規則で定めるところにより、速やかに、これを公表するものとする。

(進捗^{ちよく}状況の把握)

第10条 知事は、地球温暖化対策を総合的かつ計画的に推進するため、毎年度、地球温暖化対策推進計画の進捗^{ちよく}状況を把握するものとする。

第3章 事業活動に関する地球温暖化対策等

(事業者による温室効果ガスの排出の状況の把握等)

第11条 事業者は、温室効果ガスの排出の状況を把握し、温室効果ガスの排出の抑制並びに森林の保全及

び整備、再生可能エネルギーの利用等の地球温暖化対策の推進に努めるものとする。

（排出抑制計画）

第12条 事業活動に伴う温室効果ガスの排出の量が相当程度多い事業者として規則で定める者（以下「特定事業者」という。）は、規則で定めるところにより、その事業活動に係る温室効果ガスの排出の抑制等に関する計画（以下「排出抑制計画」という。）を定めなければならない。

2 排出抑制計画には、次に掲げる事項を定めるものとする。

- (1) 事業活動に伴う温室効果ガスの排出の状況
- (2) 事業活動に伴う温室効果ガスの排出の量について特定事業者が自ら定める目標
- (3) 前号の目標を達成するための基本方針及びその基本方針に基づき講ずる措置
- (4) 前3号に掲げるもののほか、事業活動に係る温室効果ガスの排出の抑制等に関する事項

3 特定事業者は、排出抑制計画を定め、又は変更したときは、これを知事に提出しなければならない。

4 特定事業者は、規則で定めるところにより、排出抑制計画の達成状況等を知事に報告しなければならない。

5 特定事業者に準ずる事業者として規則で定める者は、規則で定めるところにより、その事業活動に係る温室効果ガスの排出状況等を知事に報告しなければならない。

6 特定事業者以外の事業者は、排出抑制計画を定め、これを知事に提出することができる。

（補完的手段）

第13条 特定事業者は、排出抑制計画に定める温室効果ガスの排出の量の目標を達成する手段として、自らの事業活動に伴う温室効果ガスの排出の量の削減によるほか、森林の保全及び整備、再生可能エネルギーの利用その他の規則で定める地球温暖化対策によることができる。

第4章 自動車使用に関する地球温暖化対策

（公共交通機関等の利用等への転換）

第14条 県民は、自動車の使用に代えて、公共交通機関又は自転車（以下「公共交通機関等」という。）の利用等に努めるものとする。

2 知事は、県民の自動車の使用から公共交通機関等の利用等への転換を促進するため、必要な措置を講ずるものとする。

3 事業者は、その事業活動において使用する自動車による温室効果ガスの排出の抑制をするため、及びその使用する従業員の通勤に自動車を使用させないようにするため、必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

（自動車の適正な整備等）

第15条 自動車を使用し、又は所有する者は、自動車の使用に伴う温室効果ガスの排出を最小限度に抑制するため、自動車の適正な整備及び運転を行うよう努めるものとする。

（自動車のアイドリング・ストップ）

第16条 自動車を運転する者は、自動車の使用に伴う温室効果ガスの排出を抑制するため、自動車を駐車し、又は停車するときは、自動車の原動機の停止（以下「アイドリング・ストップ」という。）を行うよう努めるものとする。ただし、規則で定める場合は、この限りでない。

2 和歌山県世界遺産条例（平成17年和歌山県条例第22号）第2条第1項に規定する世界遺産の区域内の規則で定める駐車場（以下「特定駐車場」という。）の設置者及び管理者は、当該特定駐車場を利用する者に対し、アイドリング・ストップを行うよう、看板の設置その他の規則で定める方法により周知しなければならない。

3 特定駐車場以外の駐車場の設置者及び管理者は、当該駐車場を利用する者に対し、アイドリング・ストップを行うよう、看板の設置その他の規則で定める方法により周知するよう努めるものとする。

（温室効果ガスの排出の量が比較的少ない自動車の使用等）

第17条 自動車の販売を業とする者は、道路運送車両法第4条の規定による登録を受けていない自動車（以下「新車」という。）を購入しようとする者に対し、その販売する新車に係る温室効果ガスの排出の量その他の規則で定める事項について説明するよう努めるものとする。

2 自動車を購入しようとする者は、温室効果ガスを排出しない自動車又は温室効果ガスの排出の量が比較的少ない自動車を購入するよう努めるものとする。

3 自動車を使用する者は、使用することができる自動車が複数あるときは、温室効果ガスの排出の量が比較的少ない自動車を使用するよう努めるものとする。

第5章 電気機器等に関する地球温暖化対策

（温室効果ガスの排出量が比較的少ない電気機器等の使用）

第18条 電気機器、ガス器具その他のエネルギーを消費する機械器具等（以下「電気機器等」という。）を使用する者は、温室効果ガスの排出の量が比較的少ない電気機器等を使用するよう努めるものとする。

（特定電気機器等に係る省エネルギー性能の表示等）

第19条 温室効果ガスの排出の量が相当程度多い電気機器等として規則で定めるもの（以下「特定電気機器等」という。）の販売を業とする者（店舗において販売する者に限る。以下「特定電気機器等販売事業者」という。）は、当該店舗の見やすい場所に、当該特定電気機器等に係る省エネルギー性能（エネルギーの消費量との対比における特定電気機器等の性能として規則で定める方法により算定した数値をいう。以下同じ。）に関する情報を適切に表示するよう努めるものとする。

2 特定電気機器等販売事業者は、特定電気機器等を購入しようとする者に対し、その販売する特定電気機器等に係る省エネルギー性能について説明するよう努めるものとする。

第6章 建築物に関する地球温暖化対策

第20条 建築物を新築し、増築し、又は改築しようとする者は、建築物に係る温室効果ガスの排出の抑制等を図るため、建築物に係る省エネルギー、資源の適正利用その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

第7章 再生可能エネルギーの利用に関する地球温暖化対策

第21条 県は、率先して、再生可能エネルギーを変換してその事務及び事業のために使用する電気を得るための設備の導入その他再生可能エネルギーの利用の推進のために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 県は、事業者及び県民による再生可能エネルギーの利用の促進を図るため、情報提供その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

第8章 森林の保全及び整備等に関する地球温暖化対策

第22条 事業者、県民及び環境保全活動団体は、連携し、及び協働して、森林の適切な保全及び整備並びに紀州材その他の森林資源の利用の推進に努めるものとする。

- 2 県は、森林の持つ温室効果ガスの吸収作用及び固定作用に関する事業者及び県民の理解を深めるため、情報提供その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

第9章 廃棄物の発生の抑制等に関する地球温暖化対策

（廃棄物の発生の抑制等）

第23条 事業者、県民及び観光旅行者等は、温室効果ガスの排出の抑制を図るため、事業活動、日常生活又は滞在中の活動に関し、廃棄物の発生の抑制、再使用及び再生利用その他資源の有効な利用に努めるものとする。

- 2 事業者は、廃棄物の処理に当たっては、温室効果ガスの排出を抑制するよう努めるものとする。

（環境物品等の購入等の促進）

第24条 事業者及び県民は、温室効果ガスの排出の抑制を図るため、物品を購入し、若しくは借り受け、又はサービスの提供を受ける場合には、環境物品等を選択するよう努めるものとする。

- 2 事業者は、環境物品等の購入等の推進を図るための方針を作成するよう努めるものとする。

第10章 地球温暖化の防止に関する教育及び学習等

（地球温暖化の防止に関する教育及び学習）

第25条 県は、事業者及び県民が地球温暖化の防止についての理解を深めるとともに、これらの者の地球温暖化の防止に関する活動を行う意欲が増進されるよう、地球温暖化の防止に関する教育及び学習（以下「環境教育等」という。）の振興に必要な措置を講ずるものとする。

- 2 県は、環境保全活動団体が行う環境教育等の活動を支援するものとする。

（啓発活動及び広報活動）

第26条 県は、地球温暖化の現状及び地球温暖化対策の重要性について、事業者、県民及び観光旅行者等の理解を深めるため、啓発活動及び広報活動の充実に必要な措置を講ずるものとする。

- 2 県は、環境保全活動団体が行う地球温暖化の現状及び地球温暖化対策の重要性についての啓発活動及び広報活動を支援するものとする。

第11章 県センター等による取組の支援

第27条 県は、県センターが地球温暖化対策を担う中核的支援組織として、事業者、県民及び他の環境保全活動団体の積極的な取組を促進する役割を果たすことができるよう、その支援に努めるものとする。

- 2 県は、和歌山県地球温暖化防止活動推進員（法第23条第1項の規定により知事が委嘱する者をいう。）が、地域における地球温暖化対策を指導する役割を果たすことができるよう、市町村と連携し、その支援に努めるものとする。

第12章 雑則

（顕彰）

第28条 知事は、地球温暖化対策に積極的に取り組む事業者、県民及び環境保全活動団体の顕彰を行うものとする。

(指導及び助言)

第29条 知事は、事業者、県民、環境保全活動団体及び観光旅行者等が、この条例に基づく地球温暖化対策を実施する場合において、必要な指導及び助言をすることができる。

(勧告)

第30条 知事は、次の各号のいずれかに該当する者に対し、必要な措置を講ずるよう勧告することができる。

- (1) 第12条第3項の規定による提出をせず、又は虚偽の事項を記載して提出した者
- (2) 第12条第4項又は第5項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者
- (3) 第16条第2項の規定による周知をしない者

(公表)

第31条 知事は、前条の規定による勧告を受けた者が、正当な理由なく、当該勧告に従わないときは、規則で定めるところにより、その旨を公表することができる。

2 知事は、前項の規定による公表をしようとするときは、当該公表に係る者に対し、あらかじめ、その旨を通知し、その者又はその代理人の出席を求め、意見を述べる機会を与えなければならない。

(補則)

第32条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

- 1 この条例は、平成19年9月1日から施行する。
- 2 知事は、地球温暖化の防止に係る技術水準の向上及び社会経済情勢の変化並びにこの条例の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

和歌山県公害防止条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成19年3月14日

和歌山県知事 仁坂吉伸

和歌山県条例第17号

和歌山県公害防止条例の一部を改正する条例

和歌山県公害防止条例(昭和46年和歌山県条例第21号)の一部を次のように改正する。

第35条の2の見出し中「建築物」を「建築物等」に改め、同条中「建築物の所有者」を「建築物その他の工作物(以下「建築物等」という。)の所有者」に、「当該建築物」を「当該建築物等」に、「その他の建築物」を「その他の建築物等」に改める。

第35条の3中「建築物」を「建築物等」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

食品衛生法施行条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成19年3月14日

和歌山県知事 仁坂吉伸

和歌山県条例第18号

食品衛生法施行条例の一部を改正する条例

食品衛生法施行条例(平成12年和歌山県条例第54号)の一部を次のように改正する。

別表第1第1項第8号ア中「又は法第25条第1項若しくは法第26条第1項から第3項までの登録検査機関」を「、法第4条第9項の登録検査機関又は水道法第20条の6第1項の登録水質検査機関」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

和歌山県安全・安心まちづくり条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成19年3月14日

和歌山県知事 仁坂吉伸

和歌山県条例第19号

和歌山県安全・安心まちづくり条例の一部を改正する条例

和歌山県安全・安心まちづくり条例(平成18年和歌山県条例第26号)の一部を次のように改正する。

第10条第1項中「第7条」を「第7条第1項」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

和歌山県障害者自立支援対策臨時特例基金の設置、管理及び処分に関する条例をここに公布する。

平成19年3月14日

和歌山県知事 仁坂吉伸

和歌山県条例第20号

和歌山県障害者自立支援対策臨時特例基金の設置、管理及び処分に関する条例

(設置)

第1条 障害者自立支援法(平成17年法律第123号)の施行に伴う必要な措置を講ずるため、和歌山県障害者自立支援対策臨時特例基金(以下「基金」という。)を設置する。

(積立て)

第2条 基金として積み立てる額は、予算で定める額とする。

(管理)

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に換えることができる。

(運用益金の処理)

第4条 基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、基金に編入するものとする。

(繰替運用)

第5条 知事は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(処分)

第6条 基金は、第1条に規定する設置の目的を達成するための事業に要する経費の財源に充てるとき、その一部又は全部を処分することができる。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、知事が定める。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例は、平成21年3月31日限り、その効力を失う。

精神科病院に入院中の任意入院者の症状等の報告に関する条例をここに公布する。

平成19年3月14日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県条例第21号

精神科病院に入院中の任意入院者の症状等の報告に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号。以下「法」という。)第38条の2第3項の規定に基づき、精神科病院に入院中の任意入院者(同項に規定する任意入院者をいう。以下同じ。)の症状等の報告に関し必要な事項を定めるものとする。

(報告)

第2条 法第38条の2第3項に規定する精神科病院の管理者は、当該精神科病院に入院中の任意入院者の症状及び精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行規則(昭和25年厚生省令第31号。以下「省令」という。)第20条の5各号に掲げる事項を知事に報告しなければならない。

(報告の時期)

第3条 前条の規定による報告は、法第22条の3の規定による入院が行われた日の属する月の翌月(以下「入院の日の翌月」という。)を初月として同月以後12月ごとを経過した月に行わなければならない。

- 2 前項に定めるもののほか、任意入院者が省令第20条の4第2号に規定する要件に該当する場合にあっては、前条の規定による報告は、入院の日の翌月を初月として同月以後6月を経過した月に行わなければならない。

(委任)

第4条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

和歌山県立高等看護学院設置及び管理条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成19年3月14日

和歌山県知事 仁坂吉伸

和歌山県条例第22号

和歌山県立高等看護学院設置及び管理条例の一部を改正する条例

和歌山県立高等看護学院設置及び管理条例(昭和27年和歌山県条例第4号)の一部を次のように改正する。

第1条中「、助産師及び保健師」を「及び助産師」に改める。

附 則

この条例は、平成19年4月1日から施行する。

和歌山県感染症の診査に関する協議会条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成19年3月14日

和歌山県知事 仁坂吉伸

和歌山県条例第23号

和歌山県感染症の診査に関する協議会条例の一部を改正する条例

和歌山県感染症の診査に関する協議会条例(平成11年和歌山県条例第12号)の一部を次のように改正する。

第1条中「第24条第5項」を「第24条第6項」に改める。

第2条を次のように改める。

(設置)

第2条 法第24条第1項及び第2項の規定により、次の表の左欄に掲げる保健所について1の協議会を置くこととし、その名称は、同表の右欄に掲げるとおりとする。

| 保 健 所 | 協 議 会 の 名 称 |
|--------------|-----------------------|
| 岩出保健所及び橋本保健所 | 岩出・橋本保健所感染症の診査に関する協議会 |
| 海南保健所及び湯浅保健所 | 海南・湯浅保健所感染症の診査に関する協議会 |
| 御坊保健所及び田辺保健所 | 御坊・田辺保健所感染症の診査に関する協議会 |
| 新宮保健所 | 新宮保健所感染症の診査に関する協議会 |

第3条第1項中「3人」を「10人以内」に改める。

第5条第2項中「全員」を「の過半数以上」に改め、同条第3項中「決する」を「決し、可否同数のときは、議長の決するところによる」に改める。

第7条を第8条とし、第6条を第7条とし、第5条の次に次の1条を加える。

(部会)

第6条 協議会は、その定めるところにより、部会を置くことができる。

- 2 部会に属する委員は、会長が指名する。
- 3 部会に部会長を置き、会長が指名する委員をもってこれに充てる。
- 4 部会長は、部会の会務を総理する。
- 5 部会長に事故があるとき、又は部会長が欠けたときは、部会長があらかじめ指名する者がその職務を代理する。
- 6 協議会は、その定めるところにより、部会の決議をもって協議会の決議とすることができる。
- 7 前条の規定は、部会について準用する。

附 則

- 1 この条例は、平成19年4月1日から施行する。
- 2 和歌山県結核の診査に関する協議会条例(昭和26年和歌山県条例第37号)は、廃止する。

和歌山県営自転車競走実施条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成19年3月14日

和歌山県知事 仁坂吉伸

和歌山県条例第24号

和歌山県営自転車競走実施条例の一部を改正する条例

和歌山県営自転車競走実施条例(昭和37年和歌山県条例第27号)の一部を次のように改正する。

第1条中「行なう」を「行う」に、「および同法施行規則(昭和23年商工省令第28号)」を「及び自転車競技法施行規則(平成14年経済産業省令第97号)」に改める。

第2条第2項中「第2条」を「第6条」に、「または」を「又は」に、「もしくは」を「若しくは」に改める。

第5条中「行なう」を「行う」に改める。

第6条を削り、第7条を第6条とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

和歌山県特別会計条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成19年3月14日

和歌山県知事 仁坂吉伸

和歌山県条例第25号

和歌山県特別会計条例の一部を改正する条例

和歌山県特別会計条例(昭和39年和歌山県条例第31号)の一部を次のように改正する。

別表和歌山県農業改良資金特別会計の項を次のように改める。

| | | |
|-------------------------|---|---|
| <p>和歌山県農林水産振興資金特別会計</p> | <p>農業改良資金助成法（昭和31年法律第102号）及び青年等の就農促進のための資金の貸付け等に関する特別措置法（平成7年法律第2号）に基づき、農業、畜産業等の経営の改善を促進するための能率的な農業技術の導入等に必要な資金及び青年等の就農支援に必要な資金を貸し付けることを目的とする特別会計とする。</p> | <p>一般会計からの繰入金、国からの借入金、貸付金の償還金及び附属雑収入をもって歳入とし、貸付金、貸付けに関する事務費その他の諸支出をもって歳出とする。</p> |
| <p>林業改善資金</p> | <p>林業・木材産業改善資金助成法（昭和51年法律第42号）及び林業経営基盤の強化等の促進のための資金の融通等に関する暫定措置法（昭和54年法律第51号）に基づき、林業経営若しくは木材産業経営の改善の促進又は林業労働に係る労働安全衛生施設の導入等に必要な資金を貸し付けることを目的とする特別会計とする。</p> | <p>一般会計からの繰入金、国からの補助金、貸付金の償還金、国その他からの借入金及び附属雑収入をもって歳入とし、貸付金、貸付けに関する事務費その他の諸支出をもって歳出とする。</p> |
| <p>沿岸漁業改善資金</p> | <p>沿岸漁業改善資金助成法（昭和54年法律第25号）に基づき、沿岸漁業者等の経営及び生活の改善の促進又は青年漁業者等の養成確保に必要な資金を貸し付けることを目的とする特別会計とする。</p> | <p>一般会計からの繰入金、国からの補助金、貸付金の償還金及び附属雑収入をもって歳入とし、貸付金、貸付けに関する事務費その他の諸支出をもって歳出とする。</p> |

別表和歌山県林業改善資金特別会計の項及び和歌山県沿岸漁業改善資金特別会計の項を削り、同表和歌山県公債管理特別会計の項中「和歌山県農業改良資金特別会計」を「和歌山県農林水産振興資金特別会計農業改良資金、和歌山県農林水産振興資金特別会計林業改善資金、和歌山県農林水産振興資金特別会計沿岸漁業改善資金」に改め、「和歌山県林業改善資金特別会計、和歌山県沿岸漁業改善資金特別会計」を削る。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成19年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正前の和歌山県特別会計条例の規定による和歌山県農業改良資金特別会計（以下「旧農業特別会計」という。）、和歌山県林業改善資金特別会計（以下「旧林業特別会計」という。）及び和歌山県沿岸漁業改善資金特別会計（以下「旧漁業特別会計」という。）の平成18年度の収入及び支出並びに同年度以前の年度の決算については、なお従前の例による。この場合において、平成18年度の旧農業特別会計、旧林業特別会計又は旧漁業特別会計の決算上の剰余金として平成19年度の歳入に繰り入れるべきであった金額があるときは、それぞれ改正後の和歌山県特別会計条例の規定による和歌山県農林水産振興資金特別会計農業改良資金（以下「新農業特別会計」という。）、和歌山県農林水産振興資金特別会計林業改善資金（以下「新林業特別会計」という。）又は和歌山県農林水産振興資金特別会計沿岸漁業改善資金（以下「新漁業特別会計」という。）の同年度の歳入に繰り入れるものとする。
- 3 この条例の施行の際現に旧農業特別会計、旧林業特別会計又は旧漁業特別会計に属する権利義務は、それぞれ新農業特別会計、新林業特別会計又は新漁業特別会計に帰属するものとする。

和歌山県海底の土地使用料徴収条例をここに公布する。

平成19年3月14日

和歌山県知事 仁坂吉伸

和歌山県条例第26号

和歌山県海底の土地使用料徴収条例

(趣旨)

第1条 この条例は、国有財産法（昭和23年法律第73号。以下「法」という。）第18条第3項の規定に基づく海底の土地の使用の許可に係る地方財政法（昭和23年法律第109号）第23条第1項の規定による使用料の徴収に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例において「海底の土地」とは、国有財産法施行令（昭和23年政令第246号）第6条第2項第1号ニ、ホ及びトからワまでに掲げる国有財産以外の国土交通大臣の所管に属する国有財産（法令の規定により国土交通大臣が自ら取得、維持、保存、運用及び処分することとされているものを除く。）をいう。

(使用料の納付)

第3条 海底の土地について法第18条第3項の規定による許可(土石等の採取に係るものを除く。)を受けた者は、別表第1に定める使用料を納付しなければならない。

2 海底の土地について法第18条第3項の規定による許可(土石等の採取に係るものに限る。)を受けた者は、別表第2に定める使用料を納付しなければならない。

(使用料の減免)

第4条 知事は、公益上の必要その他特別の事由があると認めるときは、使用料を減額し、又は免除することができる。

(使用料の還付)

第5条 既納の使用料は、還付しない。ただし、知事が特別の事由があると認めるときは、この限りでない。

(委任)

第6条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

別表第1(第3条関係)

| 区 分 | 単 位 | 金 額 (年 額) | | | | |
|------------|---------|-------------|-------|-------|-------|-------|
| | | 1 級 地 | 2 級 地 | 3 級 地 | 4 級 地 | 5 級 地 |
| 建築物 | 1平方メートル | 1,070円 | 780円 | 550円 | 370円 | 220円 |
| 軌道、軌条 | 1平方メートル | 430円 | 350円 | 220円 | 130円 | 84円 |
| 栈橋、通路、橋りょう | 1平方メートル | 220円 | 170円 | 130円 | 84円 | 48円 |
| 船舶係留、木材係留 | 1平方メートル | 220円 | 170円 | 130円 | 84円 | 48円 |
| さく類 | 1メートル | 220円 | 170円 | 84円 | 72円 | 48円 |
| | 外径80センチ | | | | | |
| | 1メートル | | | | | |

| | | | | | | | |
|--|--------------------------|-------------|------|------|------|------|------|
| 管類、 線類 | メートル未満 のもの | ル | 220円 | 170円 | 84円 | 72円 | 48円 |
| | 外径80センチ メートル以上 のもの | 1平方メ ートル | 220円 | 170円 | 130円 | 84円 | 48円 |
| 電柱、棒、くい（電柱 の支柱及び支線は、そ れぞれ1本とする。） | | 1本 | 900円 | 720円 | 540円 | 430円 | 360円 |
| 各種試掘のための施設 | | 1平方メ ートル | 650円 | 430円 | 350円 | 260円 | 170円 |
| その他 | | その都度知事が定める額 | | | | | |

備考

- この表の金額によることが不相当と認められるものについては、この表の規定にかかわらず、その都度知事が定める。
- 各級地に属する区域は、知事が別に定める。
- 使用の面積若しくは長さが1平方メートル若しくは1メートルに満たないとき、又は使用の面積若しくは長さに1平方メートル若しくは1メートルに満たない端数があるときは、それぞれ1平方メートル又は1メートルとして計算する。
- 使用期間が1年に満たないとき、又は使用期間に1年に満たない端数があるときは、月割りをもって計算し、なお1月に満たない端数があるときは、1月として計算する。
- 使用料の合計額が100円未満の場合は、100円とする。
- 消費税法（昭和63年法律第108号）第6条の規定により非課税とされるものを除くものについての使用料の額は、この表により算定した額に100分の105を乗じて得た額とする。

別表第2（第3条関係）

| 区 分 | 単 位 | 金 額 |
|---------------------|---------|------|
| 土砂 | 1立方メートル | 220円 |
| 砂利（径10センチメートル未満のもの） | 1立方メートル | 220円 |
| | | |

| | | |
|--------------------------------|-------------|------|
| 砂 | 1立方メートル | 220円 |
| 栗石(径10センチメートル以上30センチメートル未満のもの) | 1立方メートル | 240円 |
| 転石(径30センチメートル以上のもの) | 1立方メートル | 430円 |
| 岩石 | 1立方メートル | 280円 |
| その他 | その都度知事が定める額 | |

備考

- 1 採取量が1立方メートルに満たないとき、又は採取量が1立方メートルに満たない端数があるときは、1立方メートルとして計算する。
- 2 転石、岩石等であって特殊のもの及び風致向きのものについては、この表の規定にかかわらず、その都度知事が定める。
- 3 使用料の合計額が100円未満の場合は、100円とする。
- 4 消費税法第6条の規定により非課税とされるものを除くものについての使用料の額は、この表により算定した額に100分の105を乗じて得た額とする。

和歌山県道路占用料徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成19年3月14日

和歌山県知事 仁坂吉伸

和歌山県条例第27号

和歌山県道路占用料徴収条例の一部を改正する条例

和歌山県道路占用料徴収条例(昭和28年和歌山県条例第7号)の一部を次のように改正する。

別表法第32条第1項第1号に掲げる工作物の項中「地下電線その他地下に設ける」を「地下に設ける電

| | | | | |
|---------------|--------|--------|------------------------|------------------|
| 線その他の」に改め、同表中 | 「 | その他のもの | Aに0.006 を乗じて得 た額 | A を た |
| | 」 | その他のもの | Aに0.006 を乗じて得 | Aに0.008 を乗じて得 |
| | に0.008 | | | |

| | | | | |
|-------|---|---------------|----------------|----|
| 乗じて得額 | を | | た額 | た額 |
| | | 令第7条第8号に掲げる器具 | Aに0.018を乗じて得た額 | |

に改め、同表令第7条第8号に掲げる休憩所、給油所及び自動車修理所の項中「第7条第8号に掲げる休憩所、給油所及び自動車修理所」を「第7条第9号及び第10号に掲げる施設」に改め、同表備考第6項中「第7条第8号に掲げる休憩所、給油所又は自動車修理所」を「第7条第9号及び第10号に掲げる施設」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

和歌山県建築基準法施行条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成19年3月14日

和歌山県知事 仁坂吉伸

和歌山県条例第28号

和歌山県建築基準法施行条例の一部を改正する条例

和歌山県建築基準法施行条例（平成13年和歌山県条例第23号）の一部を次のように改正する。

第5条に次の1項を加える。

- 知事は、法第85条の3の規定に基づき市町村が定める条例が適用される文化財保護法（昭和25年法律第214号）第143条第1項又は第2項の伝統的建造物群保存地区の区域内の敷地にあつては、前項の規定を適用せず、又は同項の規定による制限を緩和することができる。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

和歌山県港湾施設管理条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成19年3月14日

和歌山県知事 仁坂吉伸

和歌山県条例第29号

和歌山県港湾施設管理条例の一部を改正する条例

和歌山県港湾施設管理条例（昭和31年和歌山県条例第38号）の一部を次のように改正する。

別表第1けい留施設の部小型船舶けい留施設の項を次のように改める。

| | | | |
|-----------|----|-----------------------------|------|
| 小型船舶けい留施設 | 1級 | 占用する水域1平方メートル又はその端数ごとに1月につき | 360円 |
| | 2級 | | |

| | |
|--------------------------|--------|
| 船舶の長さ1メートル又はその端数ごとに1月につき | 1,020円 |
| 3級 | |
| 同 | 840円 |

別表第1荷さばき施設の部荷役機械の項使用料の欄を次のように改める。

| | |
|---------------|---------|
| ガントリークレーン | |
| 1 使用3時間まで | |
| 使用30分につき | 30,000円 |
| 2 使用3時間を超えるとき | |
| 同 | 15,000円 |

別表第1中注12を注13とし、注11を注12とし、注10を注11とし、注9を注10とし、注8を注9とし、注7の次に次のように加える。

8 小型船舶けい留施設における1級、2級及び3級の区分は、規則で定めるところによる。

附 則

この条例は、平成19年8月1日から施行する。ただし、別表第1荷さばき施設の部荷役機械の項使用料の欄の改正規定は、平成19年5月1日から施行する。

和歌山県魚つり公園設置及び管理条例を廃止する条例をここに公布する。

平成19年3月14日

和歌山県知事 仁坂吉伸

和歌山県条例第30号

和歌山県魚つり公園設置及び管理条例を廃止する条例

和歌山県魚つり公園設置及び管理条例(平成11年和歌山県条例第16号)は、廃止する。

附 則

この条例は、平成19年4月1日から施行する。

知事、副知事及び出納長の給与その他の給付条例の一部を改正する等の条例をここに公布する。

平成19年3月14日

和歌山県知事 仁坂吉伸

和歌山県条例第31号

知事、副知事及び出納長の給与その他の給付条例の一部を改正する等の条例

(知事、副知事及び出納長の給与その他の給付条例の一部改正)

第1条 知事、副知事及び出納長の給与その他の給付条例(昭和22年和歌山県条例第13号)の一部を次のように改正する。

題名及び第1条中「、副知事及び出納長」を「及び副知事」に改める。

第2条第1項中「、副知事及び出納長」を「及び副知事」に改め、「出納長 月額81万円」を削る。

第3条第1項中「、副知事及び出納長」を「及び副知事」に改める。

(知事の給与の減額支給に関する条例の一部改正)

第2条 知事の給与の減額支給に関する条例(昭和30年和歌山県条例第39号)の一部を次のように改正する。

本則中「知事、副知事及び出納長の給与その他の給付条例」を「知事及び副知事の給与その他の給付条例」に改める。

(議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正)

第3条 議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例(昭和31年和歌山県条例第41号)の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「及び出納長」を削る。

第6条第2項中「知事、副知事及び出納長の給与その他の給付条例」を「知事及び副知事の給与その他の給付条例」に改める。

(教育長の給与等に関する条例の一部改正)

第4条 教育長の給与等に関する条例(昭和32年和歌山県条例第6号)の一部を次のように改正する。

第2条第3項中「知事、副知事及び出納長の給与その他の給付条例」を「知事及び副知事の給与その他の給付条例」に改める。

第3条第2項中「及び出納長」を削る。

(和歌山県特別職報酬等審議会の設置等に関する条例の一部改正)

第5条 和歌山県特別職報酬等審議会の設置等に関する条例(昭和39年和歌山県条例第45号)の一部を次のように改正する。

第2条中「、副知事および出納長」を「及び副知事」に改める。

(委員会の委員等の給与等に関する条例の一部改正)

第6条 委員会の委員等の給与等に関する条例(昭和41年和歌山県条例第16号)の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「知事、副知事及び出納長の給与その他の給付条例」を「知事及び副知事の給与その他の給付条例」に改め、同条第2項中「及び出納長」を削る。

第5条第2項中「及び出納長」を削る。

(職員等の旅費に関する条例の一部改正)

第7条 職員等の旅費に関する条例(昭和41年和歌山県条例第34号)の一部を次のように改正する。

第12条第1項第3号並びに第13条第1項第1号ア及び同項第2号ア並びに同項第5号中「、副知事及び出納長」を「及び副知事」に改める。

別表第1副知事及び出納長の項中「及び出納長」を削る。

別表第2知事、副知事及び出納長の項中「、副知事及び出納長」を「及び副知事」に改める。

(副出納長の設置及び定数条例の廃止)

第8条 副出納長の設置及び定数条例(昭和28年和歌山県条例第13号)は、廃止する。

附 則

この条例は、平成19年4月1日から施行する。

和歌山県監査委員に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成19年3月14日

和歌山県知事 仁坂吉伸

和歌山県条例第32号

和歌山県監査委員に関する条例の一部を改正する条例

和歌山県監査委員に関する条例(昭和27年和歌山県条例第7号)の一部を次のように改正する。

第5条中「出納長」を「会計管理者」に改める。

附 則

この条例は、平成19年4月1日から施行する。

教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成19年3月14日

和歌山県知事 仁坂吉伸

和歌山県条例第33号

教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

教育職員の給与に関する条例(昭和28年和歌山県条例第52号)の一部を次のように改正する。

第2条第2号中「盲学校、ろう学校及び養護学校」を「特別支援学校」に改める。

第14条第3項中「のうち2人まで」を削り、「それぞれ」を「1人につき」に改め、「、その他の扶養親族については1人につき5,000円」を削る。

第15条の2第1項中「について定められる」を「の属する職務の級における最高の号給の」に改める。

第20条の2第1項中「盲学校、ろう学校、養護学校」を「特別支援学校」に改める。

附則第13項中「平成19年3月31日」を「平成20年3月31日」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成19年4月1日から施行する。

(平成23年3月31日までの間における管理職手当に関する経過措置)

2 教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(平成18年和歌山県条例第7号)附則第8項から第10項までの規定による給料を支給される職員のうちその者の受ける給料月額と当該給料との合計額が、その者の属する職務の級における最高の号給の給料月額を超える職員についてのこの条例による改正後の教育職員の給与に関する条例第15条の2第1項の規定の適用については、平成23年3月31日までの間は、同項の規定中「その者の属する職務の級における最高の号給の給料月額」とあるのは、「その者の給料月額と教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(平成18年和歌山県条例第7号)附則第

8項から第10項までの規定による給料の額との合計額」とする。

(教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部改正)

- 3 教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(平成18年和歌山県条例第7号)の一部を次のように改正する。

附則第12項中「までの間」の次に「(次の表の第10条第2項の項及び第10条第3項の項の規定に係る部分については平成22年4月1日までの間)」を加え、「次の表の左欄」を「同表の左欄」に改める。

市町村立学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成19年3月14日

和歌山県知事 仁坂吉伸

和歌山県条例第34号

市町村立学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

市町村立学校職員の給与に関する条例(昭和28年和歌山県条例第53号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項第1号中「養護教諭」の次に「、栄養教諭」を加える。

第12条の2中「特殊学級」を「特別支援学級」に、「特殊教育」を「特別支援教育」に改める。

第16条第3項中「のうち2人まで」を削り、「それぞれ」を「1人につき」に改め、「、その他の扶養親族については1人につき5,000円」を削る。

第17条の2中「について定められる」を「の属する職務の級における最高の号給の」に改める。

第18条第1項第7号中「養護教諭」の次に「、栄養教諭」を加える。

附則第12項中「平成19年3月31日」を「平成20年3月31日」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成19年4月1日から施行する。

(平成23年3月31日までの間における管理職手当に関する経過措置)

- 2 市町村立学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(平成18年和歌山県条例第45号)附則第8項から第10項までの規定による給料を支給される職員のうちその者の受ける給料月額と当該給料との合計額が、その者の属する職務の級における最高の号給の給料月額を超える職員についてのこの条例による改正後の市町村立学校職員の給与に関する条例第17条の2の規定の適用については、平成23年3月31日までの間は、同条の規定中「その者の属する職務の級における最高の号給の給料月額」とあるのは、「その者の給料月額と市町村立学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(平成18年和歌山県条例第45号)附則第8項から第10項までの規定による給料の額との合計額」とする。

(市町村立学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部改正)

- 3 市町村立学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(平成18年和歌山県条例第45号)の一部を次のように改正する。

附則第12項中「までの間」の次に「(次の表の第12条第2項の項及び第12条第3項の項の規定に係る部分については平成22年4月1日までの間)」を加え、「次の表の左欄」を「同表の左欄」に改める。

和歌山県立特別支援学校設置条例をここに公布する。

平成19年3月14日

和歌山県知事 仁坂吉伸

和歌山県条例第35号

和歌山県立特別支援学校設置条例

(設置)

第1条 和歌山県立特別支援学校を次のとおり設置する。

| 校 名 | 位 置 |
|-----------------|-------------------------|
| 和歌山県立きのかわ養護学校 | 橋本市高野口町向島101番地の3 |
| 和歌山県立和歌山盲学校 | 和歌山市府中949番地の23 |
| 和歌山県立和歌山ろう学校 | 和歌山市砂山南三丁目1番73号 |
| 和歌山県立紀北養護学校 | 和歌山市冬野字樋の浦227番地 |
| 和歌山県立紀伊コスモス養護学校 | 和歌山市弘西555番地 |
| 和歌山県立たちばな養護学校 | 有田郡広川町大字和田字天皇谷21番地の3 |
| 和歌山県立みはま養護学校 | 日高郡美浜町大字和田字松原1138番地の259 |
| 和歌山県立南紀養護学校 | 西牟婁郡上富田町大字岩田字大坊1787番地の1 |
| 和歌山県立はまゆう養護学校 | 西牟婁郡上富田町大字岩田字刃剣2150番地 |
| 和歌山県立みくまの養護学校 | 新宮市蜂伏13番26号 |

(委任)

第2条 この条例に定めるもののほか、和歌山県立特別支援学校の設置に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成19年4月1日から施行する。
(和歌山県立養護学校設置条例等の廃止)
- 2 次に掲げる条例は、廃止する。
 - (1) 和歌山県立養護学校設置条例(昭和41年和歌山県条例第24号)
 - (2) 和歌山県立盲学校設置条例(昭和41年和歌山県条例第25号)
 - (3) 和歌山県立ろう学校設置条例(昭和41年和歌山県条例第26号)
(和歌山県修学奨励金貸与条例の一部改正)
- 3 和歌山県修学奨励金貸与条例(平成14年和歌山県条例第37号)の一部を次のように改正する。
第2条第1項第1号中「盲学校の高等部、ろう学校の高等部、養護学校」を「特別支援学校」に改める。

義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成19年3月14日

和歌山県知事 仁坂吉伸

和歌山県条例第36号

義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例の一部を改正する条例
義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例(昭和46年和歌山県条例第38号)
の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「、盲学校、ろう学校又は養護学校」を「又は特別支援学校」に改め、同条第2項中「養護教諭」の次に「、栄養教諭」を加える。

附 則

この条例は、平成19年4月1日から施行する。

和歌山県立学校等職員定数条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成19年3月14日

和歌山県知事 仁坂吉伸

和歌山県条例第37号

和歌山県立学校等職員定数条例の一部を改正する条例
和歌山県立学校等職員定数条例(昭和31年和歌山県条例第51号)の一部を次のように改正する。
第2条第1号中「25人」を「39人」に改め、同条第2号中「2,455人」を「2,399人」に改め、同条第3号中「盲学校、ろう学校及び養護学校」を「特別支援学校」に、「974人」を「994人」に改める。
第4条第1号中「4,371人」を「4,366人」に、「2,568人」を「2,509人」に改める。

附 則

この条例は、平成19年4月1日から施行する。

和歌山県民交流プラザ和歌山ビッグ愛・ビッグホエール設置及び管理条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成19年3月14日

和歌山県知事 仁坂吉伸

和歌山県条例第38号

和歌山県民交流プラザ和歌山ビッグ愛・ビッグホエール設置及び管理条例の一部を改正する条例
和歌山県民交流プラザ和歌山ビッグ愛・ビッグホエール設置及び管理条例(平成17年和歌山県条例第86号)の一部を次のように改正する。

別表第1項の表204会議室の項を削る。

附則

この条例は、平成19年4月1日から施行する。

警察職員の給与に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成19年3月14日

和歌山県知事 仁坂吉伸

和歌山県条例第39号

警察職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

警察職員の給与に関する条例(昭和29年和歌山県条例第21号)の一部を次のように改正する。

第12条第3項中「のうち2人まで」を削り、「それぞれ」を「1人につき」に改め、「、その他の扶養親族については1人につき5,000円」を削る。

第18条第2項中「給料の月額に、100分の20」を「属する職務の級における最高の号給の給料月額の100分の20」に改め、「支給割合を乗じて得た」を削る。

附則第11項中「平成19年3月31日」を「平成20年3月31日」に改める。

附則

(施行期日)

1 この条例は、平成19年4月1日から施行する。

(平成23年3月31日までの間における管理職手当に関する経過措置)

2 警察職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(平成18年和歌山県条例第49号)附則第9項から第11項までの規定による給料を支給される警察官のうちその者の受ける給料月額と当該給料との合計額が、その者の属する職務の級における最高の号給の給料月額を超える警察官についてのこの条例による改正後の警察職員の給与に関する条例第18条第2項の規定の適用については、平成23年3月31日までの間は、同項の規定中「その者の属する職務の級における最高の号給の給料月額」とあるのは、「その者の給料月額と警察職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(平成18年和歌山県条例第49号)附則第9項から第11項までの規定による給料の額との合計額」とする。

(警察職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部改正)

3 警察職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(平成18年和歌山県条例第49号)の一部を次のよ

うに改正する。

附則第13項中「までの間」の次に「(次の表の第9条第2項の項及び第9条第3項の項の規定に係る部分については平成22年4月1日までの間)」を加え、「次の表の左欄」を「同表の左欄」に改める。

和歌山県地方警察職員定員条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成19年3月14日

和歌山県知事 仁坂吉伸

和歌山県条例第40号

和歌山県地方警察職員定員条例の一部を改正する条例

和歌山県地方警察職員定員条例(昭和32年和歌山県条例第26号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項第1号中「1,209人」を「1,212人」に、「633人」を「636人」に、「2,124人」を「2,130人」に改め、同項第2号中「335人」を「333人」に改める。

附則

この条例は、平成19年4月1日から施行する。

警察署の名称、位置及び管轄区域に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成19年3月14日

和歌山県知事 仁坂吉伸

和歌山県条例第41号

警察署の名称、位置及び管轄区域に関する条例の一部を改正する条例

警察署の名称、位置及び管轄区域に関する条例(昭和32年和歌山県条例第5号)の一部を次のように改正する。

本則の表和歌山県妙寺警察署の項中「和歌山県妙寺警察署」を「和歌山県かつらぎ警察署」に、「伊都郡かつらぎ町大字妙寺143番地の1」を「伊都郡かつらぎ町大字中飯降1150番1」に改める。

附則

この条例は、公布の日から起算して1年を超えない範囲内において公安委員会規則で定める日から施行する。

和歌山県留置施設視察委員会に関する条例をここに公布する。

平成19年3月14日

和歌山県知事 仁坂吉伸

和歌山県条例第42号

和歌山県留置施設視察委員会に関する条例

(目的)

第1条 この条例は、刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律(平成17年法律第50号)第21条第6項の規定に基づき、和歌山県留置施設視察委員会(以下「委員会」という。)の組織及び運営に関し

必要な事項を定めることを目的とする。

(組織)

第 2 条 委員会は、委員 4 人をもって組織する。

- 2 委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 委員は、3 回に限り再任されることができる。
- 4 公安委員会は、委員が心身の故障のため職務の執行ができないと認めるとき、委員に職務上の義務違反又は委員たるに適しない非行があると認めるときその他特別の理由があるときは、委員を解任することができる。

(委員長)

第 3 条 委員会に、委員長を置く。

- 2 委員長は、委員の互選により定める。
- 3 委員長は、会務を総理する。
- 4 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長の指名する委員が、その職務を代理する。

(庶務)

第 4 条 委員会の庶務は、県警察本部警務部において処理する。

(委任)

第 5 条 この条例に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、公安委員会が定める。

附 則

この条例は、刑事施設及び受刑者の処遇等に関する法律の一部を改正する法律（平成18年法律第58号）の施行の日から施行する。

和歌山県使用料及び手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 19 年 3 月 14 日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県条例第 4 3 号

和歌山県使用料及び手数料条例の一部を改正する条例

和歌山県使用料及び手数料条例（昭和22年和歌山県条例第28号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 第 1 項第 5 号中ウを削り、エをウとする。

別表第 1 第32項の 3 を削る。

別表第 2 第34項第 1 号の表運転免許試験手数料（法第89条第 1 項の規定による運転免許試験を受けようとする者）の部特定第一種運転免許（普通自動車免許、小型特殊自動車免許及び原動機付自転車免許以外の第一種運転免許をいう。以下同じ。）又は第二種運転免許（大型自動車第二種免許及び普通自動車第二種免許を除く。）に係る試験の項を次のように改める。

| | | | |
|----------|--------------|--------|--------|
| 大型自動車免許又 | 法第97条の 2 第 1 | 1 件につき | 1,850円 |
|----------|--------------|--------|--------|

| | | | |
|---------------|--|---|--------|
| は中型自動車免許に係る試験 | 項第 1 号又は第 2 号に該当して同項の規定の適用を受ける場合 | | |
| | 法第97条の 2 第 1 項第 3 号に該当して同項の規定の適用を受ける場合 | 1 件につき | 2,000円 |
| | 法第97条の 2 第 1 項の規定の適用を受けない場合 | 1 件につき (法第97条第 1 項第 2 号に掲げる事項について行う試験を公安委員会が提供する自動車を使用して受ける場合にあっては、8,650円) | 4,950円 |

別表第 2 第34項第 1 号の表運転免許試験手数料 (法第89条第 1 項の規定による運転免許試験を受けようとする者) の部普通自動車免許に係る試験の項の次に次のように加える。

| | | | |
|---|-----------------------------|---|--------|
| 特定第一種運転免許 (大型特殊自動車免許、大型自動車二輪車免許、普通自動車二輪車免許又は牽引免許をいう。以下同じ。) 又は大型特殊自動車第二種免許若しくは牽引第二種免許に係る試験 | 法第97条の 2 第 1 項の規定の適用を受ける場合 | 1 件につき | 2,000円 |
| | 法第97条の 2 第 1 項の規定の適用を受けない場合 | 1 件につき (法第97条第 1 項第 2 号に掲げる事項について行う試験を公安委員会が提供する自動車を使用して受ける場合にあっては、4,600円) | 2,950円 |

別表第 2 第34項第 1 号の表運転免許試験手数料 (法第89条第 1 項の規定による運転免許試験を受けようとする者) の部大型自動車第二種免許又は普通自動車第二種免許に係る試験の項中「大型自動車第二種免許」の次に「、中型自動車第二種免許」を加え、「2,100円」を「2,000円」に、「4,450円」を「4,500円」に、「6,650円」を「7,700円」に改め、同部仮運転免許に係る試験の項中「2,050円」を「2,000円」に、「1,700円」を「1,650円」に、「3,300円」を「3,100円」に、「4,400円」を「4,750

円)に改め、同表検査手数料(法第89条第2項の規定による検査(以下この項において「検査」という。)を受けようとする者)の部大型自動車仮運転免許を受けている者に対する検査の項中「大型自動車仮運転免許」の次に「又は中型自動車仮運転免許」を加え、「2,550円」を「3,950円」に、「3,650円」を「7,650円」に改め、同表再試験手数料(法第100条の2第1項の規定による再試験を受けようとする者)の部大型自動二輪車免許又は普通自動二輪車免許に係る再試験の項中「3,000円」を「3,550円」に改め、同表審査手数料(法第91条の規定により運転することができる自動車及び原動機付自転車の種類を限定された者で、その限定の全部又は一部の解除を受けるため、公安委員会の審査を受けようとするもの)の部中「2,800円」を「3,350円」に改め、同表技能検定員審査手数料(法第99条の2第4項第1号イの規定による審査(以下この項において「技能検定員審査」という。)を受けようとする者)の部特定第一種運転免許に係る技能検定員審査の項中「特定第一種運転免許」を「大型自動車免許又は中型自動車免許」に、「14,750円」を「24,700円」に改め、同部普通自動車免許に係る技能検定員審査の項の次に次のように加える。

| | | |
|-------------------------|-------|---------|
| 特定第一種運転免許に係る技能検定員 審査 | 1件につき | 14,100円 |
|-------------------------|-------|---------|

別表第2第34項第1号の表技能検定員審査手数料(法第99条の2第4項第1号イの規定による審査(以下この項において「技能検定員審査」という。)を受けようとする者)の部大型自動車第二種免許又は普通自動車第二種免許に係る技能検定員審査で、これらの免許に対応する第一種運転免許に係る技能検定員資格者証の交付を受けている者に対するもの(以下この項において「大型自動車第二種免許等に係る技能検定員審査」という。)の項中「又は普通自動車第二種免許」を「、中型自動車第二種免許又は普通自動車第二種免許」に、「22,050円」を「22,450円」に改め、同表教習指導員審査手数料(法第99条の3第4項第1号イの規定による審査(以下この項において「教習指導員審査」という。)を受けようとする者)の部特定第一種運転免許に係る教習指導員審査の項中「特定第一種運転免許」を「大型自動車免許又は中型自動車免許」に、「9,850円」を「15,650円」に改め、同部普通自動車免許に係る教習指導員審査の項の次に次のように加える。

| | | |
|-------------------------|-------|--------|
| 特定第一種運転免許に係る教習指導員 審査 | 1件につき | 9,500円 |
|-------------------------|-------|--------|

別表第2第34項第1号の表教習指導員審査手数料(法第99条の3第4項第1号イの規定による審査(以下この項において「教習指導員審査」という。)を受けようとする者)の部大型自動車第二種免許又は普通自動車第二種免許に係る教習指導員審査で、これらの免許に対応する第一種運転免許に係る教習指導員資格者証の交付を受けている者に対するもの(以下この項において「大型自動車第二種免許等に係る教習指導員審査」という。)の項中「又は普通自動車第二種免許」を「、中型自動車第二種免許又は普通自動車第二種免許」に、「12,550円」を「13,300円」に改め、同表講習手数料(法第108条の2第1項各号に

掲げる講習を受けようとする者) の部法第108条の2第1項第4号に掲げる講習の項及び法第108条の2第1項第5号に掲げる講習の項を次のように改める。

| | | | |
|----------------------|-----------------------|--------|--------|
| 法第108条の2第1項第4号に掲げる講習 | 大型自動車免許又は中型自動車免許に係る講習 | 1時間につき | 4,700円 |
| | 普通自動車免許に係る講習 | 1時間につき | 2,450円 |
| 法第108条の2第1項第5号に掲げる講習 | 大型自動二輪車免許に係る講習 | 1時間につき | 4,200円 |
| | 普通自動二輪車免許に係る講習 | 1時間につき | 4,100円 |

別表第2第34項第1号の表講習手数料(法第108条の2第1項各号に掲げる講習を受けようとする者)の部法第108条の2第1項第6号に掲げる講習の項中「4,100円」を「1,350円」に改め、同部法第108条の2第1項第7号に掲げる講習の項中「1,200円」を「3,150円」に改め、同部法第108条の2第1項第8号に掲げる講習の項中「1,350円」を「1,200円」に改め、同部法第108条の2第1項第8号の2に掲げる講習の項を削り、同項第2号の表1の部特定第一種運転免許に係る技能検定員審査の項中「特定第一種運転免許」を「大型自動車免許又は中型自動車免許」に、「1,450円」を「4,150円」に改め、同部普通自動車免許に係る技能検定員審査の項の次に次のように加える。

| | |
|---------------------|--------|
| 特定第一種運転免許に係る技能検定員審査 | 1,350円 |
|---------------------|--------|

別表第2第34項第2号の表1の部大型自動車第二種免許等に係る技能検定員審査の項中「4,750円」を「4,600円」に改め、同表2の部特定第一種運転免許に係る技能検定員審査の項中「特定第一種運転免許」を「大型自動車免許又は中型自動車免許」に、「2,450円」を「7,050円」に改め、同部普通自動車免許に係る技能検定員審査の項の次に次のように加える。

| | |
|---------------------|--------|
| 特定第一種運転免許に係る技能検定員審査 | 2,250円 |
|---------------------|--------|

別表第2第34項第2号の表2の部大型自動車第二種免許等に係る技能検定員審査の項中「8,250円」を

「7,950円」に改め、同表3の部特定第一種運転免許に係る技能検定員審査の項中「特定第一種運転免許」を「大型自動車免許又は中型自動車免許」に、「2,200円」を「2,150円」に改め、同部普通自動車免許に係る技能検定員審査の項の次に次のように加える。

| | |
|---------------------|--------|
| 特定第一種運転免許に係る技能検定員審査 | 2,150円 |
|---------------------|--------|

別表第2第34項第2号の表4の部特定第一種運転免許に係る技能検定員審査の項中「特定第一種運転免許」を「大型自動車免許又は中型自動車免許」に、「2,200円」を「2,150円」に改め、同部普通自動車免許に係る技能検定員審査の項の次に次のように加える。

| | |
|---------------------|--------|
| 特定第一種運転免許に係る技能検定員審査 | 2,150円 |
|---------------------|--------|

別表第2第34項第2号の表5の部特定第一種運転免許に係る技能検定員審査の項中「特定第一種運転免許」を「大型自動車免許又は中型自動車免許」に、「2,100円」を「2,200円」に改め、同部普通自動車免許に係る技能検定員審査の項の次に次のように加える。

| | |
|---------------------|--------|
| 特定第一種運転免許に係る技能検定員審査 | 2,050円 |
|---------------------|--------|

別表第2第34項第2号の表6の部特定第一種運転免許に係る技能検定員審査の項中「特定第一種運転免許」を「大型自動車免許又は中型自動車免許」に、「2,050円」を「2,200円」に改め、同部普通自動車免許に係る技能検定員審査の項の次に次のように加える。

| | |
|---------------------|--------|
| 特定第一種運転免許に係る技能検定員審査 | 2,000円 |
|---------------------|--------|

別表第2第34項第2号の表6の部大型自動車第二種免許等に係る技能検定員審査の項中「3,300円」を「3,200円」に改め、同表7の部中「2,850円」を「2,750円」に改め、同表備考1中「特定第一種運転免許」を「大型自動車免許又は中型自動車免許」に、「1,150円」を「3,750円」に、「大型自動車第二種免許等」を「特定第一種運転免許に係る技能検定員審査については1,050円を、大型自動車第二種免許等」に、「2,150円」を「3,250円」に改め、同表備考2中「特定第一種運転免許に係る技能検定員審査については350円を、普通自動車免許」を「大型自動車免許、中型自動車免許、普通自動車免許又は特定第一種運転免許」に改め、同項第3号の表1の部特定第一種運転免許に係る教習指導員審査の項中「特定第一種運転免許」を「大型自動車免許又は中型自動車免許」に、「1,450円」を「4,450円」に改め、同

部普通自動車免許に係る教習指導員審査の項の次に次のように加える。

| | |
|---------------------|--------|
| 特定第一種運転免許に係る教習指導員審査 | 1,350円 |
|---------------------|--------|

別表第 2 第34項第 3 号の表 1 の部大型自動車第二種免許等に係る教習指導員審査の項中「4,900円」を「4,800円」に改め、同表 2 の部特定第一種運転免許に係る教習指導員審査の項中「特定第一種運転免許」を「大型自動車免許又は中型自動車免許」に、「1,350円」を「1,300円」に改め、同部普通自動車免許に係る教習指導員審査の項の次に次のように加える。

| | |
|---------------------|--------|
| 特定第一種運転免許に係る教習指導員審査 | 1,300円 |
|---------------------|--------|

別表第 2 第34項第 3 号の表 2 の部大型自動車第二種免許等に係る教習指導員審査の項中「2,050円」を「2,000円」に改め、同表 3 の部特定第一種運転免許に係る教習指導員審査の項中「特定第一種運転免許」を「大型自動車免許又は中型自動車免許」に改め、同部普通自動車免許に係る教習指導員審査の項の次に次のように加える。

| | |
|---------------------|--------|
| 特定第一種運転免許に係る教習指導員審査 | 1,250円 |
|---------------------|--------|

別表第 2 第34項第 3 号の表 4 の部特定第一種運転免許に係る教習指導員審査の項中「特定第一種運転免許」を「大型自動車免許又は中型自動車免許」に、「1,300円」を「1,450円」に改め、同部普通自動車免許に係る教習指導員審査の項の次に次のように加える。

| | |
|---------------------|--------|
| 特定第一種運転免許に係る教習指導員審査 | 1,250円 |
|---------------------|--------|

別表第 2 第34項第 3 号の表 5 の部特定第一種運転免許に係る教習指導員審査の項中「特定第一種運転免許」を「大型自動車免許又は中型自動車免許」に、「1,300円」を「1,450円」に改め、同部普通自動車免許に係る教習指導員審査の項の次に次のように加える。

| | |
|---------------------|--------|
| 特定第一種運転免許に係る教習指導員審査 | 1,250円 |
|---------------------|--------|

別表第 2 第34項第 3 号の表 6 の部特定第一種運転免許に係る教習指導員審査の項中「特定第一種運転免

許」を「大型自動車免許又は中型自動車免許」に、「1,200円」を「1,400円」に改め、同部普通自動車免許に係る教習指導員審査の項の次に次のように加える。

| | |
|---------------------|--------|
| 特定第一種運転免許に係る教習指導員審査 | 1,150円 |
|---------------------|--------|

別表第2第34項第3号の表7の部中「2,850円」を「2,750円」に改め、同表備考1中「特定第一種運転免許」を「大型自動車免許又は中型自動車免許」に、「1,200円」を「3,450円」に、「大型自動車第二種免許等」を「特定第一種運転免許に係る教習指導員審査については1,100円を、大型自動車第二種免許等」に、「2,000円」を「2,950円」に改め、同表備考2中「特定第一種運転免許」を「大型自動車免許又は中型自動車免許」に、「50円」を「150円」に改め、「100円を」の次に「、特定第一種運転免許に係る教習指導員審査については50円を」を加える。

別表第2に次の1項を加える。

36 探偵業の業務の適正化に関する法律(平成18年法律第60号。以下この項において「法」という。)

の施行に関する事務

- (1) 法第4条第3項の規定に基づく同条第1項の規定による届出があったことを証する書面の交付
1件につき 3,600円
- (2) 法第4条第3項の規定に基づく同条第2項の規定による届出があったことを証する書面の交付
1件につき 1,500円
- (3) 法第4条第3項の規定に基づく届出があったことを証する書面の再交付
1件につき 1,000円

別表第3第5項第1号を次のように改める。

- (1) 介護保険法(平成9年法律第123号。以下この項において「法」という。)第69条の2第1項の介護支援専門員実務研修受講試験の問題の作成及び合格の基準の設定(以下この号及び次号において「試験問題作成事務」という。) 1件につき 1,000円

備考 法第69条の11第1項の規定により厚生労働大臣の登録を受けた法人(以下この備考において「登録試験問題作成機関」という。)が行う試験問題作成事務に係る介護支援専門員実務研修受講試験を受けようとする者は、手数料を当該登録試験問題作成機関に納めなければならない。この場合において、その納められた手数料は、当該登録試験問題作成機関の収入とする。

別表第3第5項中第9号を第11号とし、第8号を第10号とし、同号の前に次の1号を加える。

- (9) 法第94条の2第1項の規定に基づく介護老人保健施設の開設の許可の更新の申請に対する審査
1件につき 17,000円

別表第3第5項中第7号を第8号とし、第2号から第6号までを1号ずつ繰り下げ、第1号の次に次の1号を加える。

- (2) 法第69条の2第1項の介護支援専門員実務研修受講試験の実施(試験問題作成事務を除く。以下この号において「試験事務」という。) 1件につき 7,000円

備考 法第69条の27第1項の規定により知事が指定する者（以下この備考において「指定試験実施機関」という。）が行う試験事務に係る介護支援専門員実務研修受講試験を受けようとする者は、手数料を当該指定試験実施機関に納めなければならない。この場合において、その納められた手数料は、当該指定試験実施機関の収入とする。

別表第3第13項第8号ア(ア)中「あ」を「え」に改め、同号アに次のように加える。

(ウ) (ア)の規定にかかわらず、法第6条第5項に規定する構造計算適合性判定（ウ）において「構造計算適合性判定」という。）を行う場合の手数料の額は、(ア)の表の額に3,400円を加えた額に構造計算適合性判定を行う1の建築物ごと（建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第137条の14第1号に該当する場合は、その部分ごと。（ウ）、ウ及びサにおいて同じ。）にそれぞれ次の表の左欄の区分に応じ、同表の右欄に定める額の合計額を加えた額とする。

| 区 分 | | 金 額 |
|-----------------------------------|--------|----------|
| 構造計算適合性判定対象床面積 | 判定の方法 | |
| 200平方メートル以内のもの | 再計算 | 88,700円 |
| | ピアチェック | 117,100円 |
| 200平方メートルを超え、500平方メートル以内のもの | 再計算 | 100,100円 |
| | ピアチェック | 140,000円 |
| 500平方メートルを超え、1,000平方メートル以内のもの | 再計算 | 111,600円 |
| | ピアチェック | 162,800円 |
| 1,000平方メートルを超え、2,000平方メートル以内のもの | 再計算 | 123,000円 |
| | ピアチェック | 185,700円 |
| 2,000平方メートルを超え、10,000平方メートル以内のもの | 再計算 | 139,600円 |
| | ピアチェック | 221,900円 |
| 10,000平方メートルを超え、50,000平方メートル以内のもの | 再計算 | 176,000円 |

| | | |
|-------------------------|--------|----------|
| の 50,000平方メートルを超えるもの | ピアチェック | 294,700円 |
| | 再計算 | 297,600円 |
| | ピアチェック | 541,300円 |

備考

- 「構造計算適合性判定対象床面積」とは、構造計算適合性判定の対象となる建築物ごとの床面積をいう。ただし、確認を受けた建築物の計画を変更して建築物を建築し、又は大規模の修繕若しくは大規模の模様替をする場合については、構造計算適合性判定に係る建築物の床面積（増加する部分がある場合は、その部分の床面積に2を乗じて得たものに、増加する部分以外の部分の床面積を加えたもの。）に0.5を乗じて得た面積とする。
- 「再計算」とは、法第20条第2号イ又は第3号イの構造計算が同条第2号イ又は第3号イに規定するプログラムにより適正に行われたものであるかどうかの判定をいう。
- 「ピアチェック」とは、法第20条第2号イ又は第3号イの構造計算が同条第2号イに規定する方法により適正に行われたものであるかどうかの判定をいう。

別表第3第13項第8号ねを同号ひとし、同号ぬを同号はとし、同号にを同号のとし、同号なを同号ねとし、同号とを同号ぬとし、同号てを同号にとし、同号つを同号なとし、同号ちを同号ととし、同号た(ア)及び(イ)中「そ」を「つ」に改め、同号たを同号てとし、同号そを同号つとし、同号せを同号ちとし、同号すを同号たとし、同号しを同号そとし、同号さを同号せとし、同号こを同号すとし、同号けを同号しとし、同号く(ア)及び(イ)中「き」を「こ」に改め、同号くを同号さとし、同号きを同号ことし、同号かを同号けとし、同号おを同号くとし、同号えを同号きとし、同号うを同号かとし、同号いを同号おとし、同号あを同号えとし、同号ワを同号うとし、同号ロを同号いとし、同号レ中「レに」を「あに」に改め、同号レを同号あとし、同号ル中「ルに」を「ワに」に改め、同号ルを同号ワとし、同号リ中「以下この号」を「ロ」に改め、同号リを同号ロとし、同号ラ中「ラに」を「レに」に改め、同号ラを同号レとし、同号ヨを同号ルとし、同号ユ中「以下この号」を「リ」に改め、同号ユを同号リとし、同号ヤを同号ラとし、同号モ中「第85条第4項」を「第85条第5項」に、「3月を超え1年以内の」を「3月を超える」に改め、同号モを同号ヨとし、同号メ中「第85条第4項」を「第85条第5項」に改め、同号メを同号ユとし、同号ムを同号ヤとし、同号ミを同号モとし、同号マを同号メとし、同号ホを同号ムとし、同号へを同号ミとし、同号フを同号マとし、同号ヒを同号ホとし、同号ハを同号へとし、同号ノを同号フとし、同号ネを同号ヒとし、同号ヌを同号ハとし、同号ニを同号ノとし、同号ナを同号ネとし、同号トを同号ヌとし、同号テを同号ニとし、同号ツを同号ナとし、同号チを同号トとし、同号タを同号テとし、同号ソを同号ツとし、同号セを同号チとし、同号スを同号タとし、同号シを同号ソとし、同号サを同号セとし、同号コを同号スとし、同号スの前に次のように加える。

シ 建築設備及び工作物に関する計画の通知に対する審査

(7) 法第87条の2において準用する法第18条第2項の規定に基づく計画の通知に対する審査

a 建築設備を設置する場合（bに掲げる場合を除く。）

1件につき 9,000円

b 確認を受けた建築設備の計画の変更をして建築設備を設置する場合

1件につき 5,000円

(4) 法第88条第1項又は第2項において準用する法第18条第2項の規定に基づく計画の通知に対する審査

a 工作物を築造する場合（bに掲げる場合を除く。）

1件につき 8,000円

b 確認を受けた工作物の計画の変更をして工作物を築造する場合

1件につき 4,000円

別表第3第13項第8号シの前に次のように加える。

サ 建築物に関する計画の通知に対する審査

(7) 法第18条第2項の規定に基づく計画の通知に対する審査の手数料の額は、計画1件につき、次の表のとおりとする。

| 床面積の合計 | 金額 |
|-----------------------------------|----------|
| 30平方メートル以内のもの | 5,000円 |
| 30平方メートルを超え、100平方メートル以内のもの | 9,000円 |
| 100平方メートルを超え、200平方メートル以内のもの | 14,000円 |
| 200平方メートルを超え、500平方メートル以内のもの | 19,000円 |
| 500平方メートルを超え、1,000平方メートル以内のもの | 34,000円 |
| 1,000平方メートルを超え、2,000平方メートル以内のもの | 48,000円 |
| 2,000平方メートルを超え、10,000平方メートル以内のもの | 140,000円 |
| 10,000平方メートルを超え、50,000平方メートル以内のもの | 240,000円 |
| 50,000平方メートルを超えるもの | 460,000円 |

- (イ) (ア)の表の床面積の合計は、次に掲げる場合の区分に応じ、次に定める面積について算定する。
- a 建築物を建築する場合（bに掲げる場合及び移転する場合を除く。） 当該建築に係る部分の床面積
 - b 確認を受けた建築物の計画の変更をして建築物を建築する場合（移転する場合を除く。） 当該計画の変更に係る部分の床面積の2分の1（床面積の増加する部分にあつては、当該増加する部分の床面積）
 - c 建築物を移転し、その大規模の修繕若しくは大規模の模様替をし、又はその用途を変更する場合（dに掲げる場合を除く。） 当該移転、修繕、模様替又は用途の変更に係る部分の床面積の2分の1
 - d 確認を受けた建築物の計画の変更をして建築物を移転し、その大規模の修繕若しくは大規模の模様替をし、又はその用途を変更する場合 当該計画の変更に係る部分の床面積の2分の1
- (ウ) (ア)の規定にかかわらず、法第18条第4項に規定する構造計算適合性判定（ウ）において「構造計算適合性判定」という。）を行う場合の手数料の額は、(ア)の表の額に3,400円を加えた額に構造計算適合性判定を行う1の建築物ごとにそれぞれ次の表の左欄の区分に応じ、同表の右欄に定める額の合計額を加えた額とする。

| 区 分 | | 金 額 |
|---------------------------------|--------|----------|
| 構造計算適合性判定対象床面積 | 判定の方法 | |
| 200平方メートル以内のもの | 再計算 | 88,700円 |
| | ピアチェック | 117,100円 |
| 200平方メートルを超え、500平方メートル以内のもの | 再計算 | 100,100円 |
| | ピアチェック | 140,000円 |
| 500平方メートルを超え、1,000平方メートル以内のもの | 再計算 | 111,600円 |
| | ピアチェック | 162,800円 |
| 1,000平方メートルを超え、2,000平方メートル以内のもの | 再計算 | 123,000円 |

| | | |
|-----------------------------------|--------|----------|
| | ピアチェック | 185,700円 |
| 2,000平方メートルを超え、10,000平方メートル以内のもの | 再計算 | 139,600円 |
| | ピアチェック | 221,900円 |
| 10,000平方メートルを超え、50,000平方メートル以内のもの | 再計算 | 176,000円 |
| | ピアチェック | 294,700円 |
| 50,000平方メートルを超えるもの | 再計算 | 297,600円 |
| | ピアチェック | 541,300円 |

備考

- 「構造計算適合性判定対象床面積」とは、構造計算適合性判定の対象となる建築物ごとの床面積をいう。ただし、確認を受けた建築物の計画を変更して建築物を建築し、又は大規模の修繕若しくは大規模の模様替をする場合については、構造計算適合性判定に係る建築物の床面積（増加する部分がある場合は、その部分の床面積に2を乗じて得たものに、増加する部分以外の部分の床面積を加えたもの。）に0.5を乗じて得た面積とする。
- 「再計算」とは、法第20条第2号イ又は第3号イの構造計算が同条第2号イ又は第3号イに規定するプログラムにより適正に行われたものであるかどうかの判定をいう。
- 「ピアチェック」とは、法第20条第2号イ又は第3号イの構造計算が同条第2号イに規定する方法により適正に行われたものであるかどうかの判定をいう。

別表第3第13項第8号ケを同号コとし、同号ク中「第7条の3第2項」の次に「又は第18条第17項」を加え、同号クを同号ケとし、同号キ中「第7条の3第2項」の次に「又は第18条第17項」を加え、同号キを同号クとし、同号カ中「第7条第1項」の次に「又は第18条第14項」を加え、同号カを同号キとし、同号オ(ア)中「第7条第1項」の次に「又は第18条第14項」を加え、同号オ(イ)中「ウ」を「エ」に改め、同号オを同号カとし、同号エ中「第7条第1項」の次に「又は第18条第14項」を加え、同号エを同号オとし、同号ウ(ア)中「第7条第1項」の次に「又は第18条第14項」を加え、同号ウを同号エとし、同号イの次に次のように加える。

ウ 建築物に関する構造計算適合性判定

法第6条第5項、第6条の2第3項又は第18条第4項に規定する構造計算適合性判定（ウにおいて「構造計算適合性判定」という。）の手数料の額は、判定1件につき、次の表の左欄の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額とする。

| 区 分 | | 金 額 |
|-----------------------------------|--------|----------|
| 構造計算適合性判定対象床面積 | 判定の方法 | |
| 200平方メートル以内のもの | 再計算 | 88,700円 |
| | ピアチェック | 117,100円 |
| 200平方メートルを超え、500平方メートル以内のもの | 再計算 | 100,100円 |
| | ピアチェック | 140,000円 |
| 500平方メートルを超え、1,000平方メートル以内のもの | 再計算 | 111,600円 |
| | ピアチェック | 162,800円 |
| 1,000平方メートルを超え、2,000平方メートル以内のもの | 再計算 | 123,000円 |
| | ピアチェック | 185,700円 |
| 2,000平方メートルを超え、10,000平方メートル以内のもの | 再計算 | 139,600円 |
| | ピアチェック | 221,900円 |
| 10,000平方メートルを超え、50,000平方メートル以内のもの | 再計算 | 176,000円 |
| | ピアチェック | 294,700円 |
| 50,000平方メートルを超えるもの | 再計算 | 297,600円 |
| | ピアチェック | 541,300円 |

備考

- 1 「構造計算適合性判定対象床面積」とは、構造計算適合性判定の対象となる建築物ごとの床面積をいう。ただし、確認を受けた建築物の計画を変更して建築物を建築し、又は大規模の修

繕若しくは大規模の模様替をする場合については、構造計算適合性判定に係る建築物の床面積（増加する部分がある場合は、その部分の床面積に2を乗じて得たものに、増加する部分以外の部分の床面積を加えたもの。）に0.5を乗じて得た面積とする。

- 2 「再計算」とは、法第20条第2号イ又は第3号イの構造計算が同条第2号イ又は第3号イに規定するプログラムにより適正に行われたものであるかどうかの判定をいう。
- 3 「ピアチェック」とは、法第20条第2号イ又は第3号イの構造計算が同条第2号イに規定する方法により適正に行われたものであるかどうかの判定をいう。

別表第3第13項第8号備考1及び備考2中「ク」を「シ」に改める。

別表第3第14項第2号カを同号クとし、同号オを同号キとし、同号エを同号カとし、同号ウの次に次のように加える。

エ 法第5条の2第3項の規定に基づく普通免許状への新教育領域の追加の定め

1件につき 3,300円

オ 法第5条の2第3項の規定に基づく臨時免許状への新教育領域の追加の定め

1件につき 1,700円

附 則

- 1 この条例は、平成19年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
 - (1) 別表第2に1項を加える改正規定 平成19年6月1日
 - (2) 別表第2第34項第1号の表の改正規定、同項第2号の表の改正規定及び同項第3号の表の改正規定 平成19年6月2日
 - (3) 別表第3第13項第8号の改正規定 建築物の安全性の確保を図るための建築基準法等の一部を改正する法律（平成18年法律第92号）の施行の日
- 2 道路交通法の一部を改正する法律（平成16年法律第90号）附則第14条に規定する者に対するこの条例による改正後の別表第2第34項第1号の表の規定の適用については、同表再試験手数料（法第100条の2第1項の規定による再試験を受けようとする者）の部中「普通自動車免許」とあるのは「中型自動車免許又は普通自動車免許」と、「規定する普通自動車」とあるのは「規定する道路交通法の一部を改正する法律（平成16年法律第90号）第4条の規定による改正前の法の規定による普通自動車又は普通自動車」と、同表講習手数料（法第108条の2第1項各号に掲げる講習を受けようとする者）の部法第108条の2第1項第10号に掲げる講習の項中「普通自動車免許」とあるのは「中型自動車免許又は普通自動車免許」とする。